日刊

(日曜日、

東京都

78

公

目

次

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表… ------(東京都監查委員)…

公

告

年財政援助団体等監查、令和5年行政監查、令和6年定例 定により、令和4年定例監査、令和5年定例監査、令和5 あったので、次のとおり公表する。 き講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知が 監査及び令和5年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規

令和6年12月19日

東京都監査委員 ء \mathbb{H} B 5

東京都監査委員 斉 藤 やすびろ

東京都監査委員 茂 曲 N

東京都監査委員 後 藤 幸

4 雄

東京都監査委員 ÷ 邂 箔 4

1

絶し 菲 뻬 9 乾 瞅

摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じ た措置内容の通知を受けている 東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、監査後、指

年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況 は表1及び表2のとおりである。 令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第2回)は、知事等関係機関が令和6

のうち、101件(指摘:94件、意見・要望:7件)が改善された。残る44件につい た措置対象576件から前回までに措置済みとなっている431件を差し引いた145件 ては、改善中である。 今回は、令和4年から令和6年に実施した各種監査等において指摘又は意見・要望をし

表 3 のとおりにある。 置区分別件数(措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上)は、 . 今回、 . 知事等関係機関から措置を講じた旨の通知があった案件(改善案件)の措

取組136件、合計202件の改善措置が講じられた。 事務処理等の改善など、是正・改善措置66件、ルール・体制の構築など、再発防止の

改善措置としては、主に次のようなものがある

- 託者から返還を受けた上で、今後は、契約締結から支払までに作成される全ての書類 において、使用する事項名を統一するなど再発防止を図った 受託者が発行した請求書の誤りに気付かないまま過払いした委託金額について、受
- たため、成果物の著作権が都に移転していることについて、受託者と確認書を取り交 委託により作成された成果物について、その著作権を都に帰属させる定めがなかっ

庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防 上策が講じられることを期待する, 当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全

理解促進に寄与することができれば幸いである。 また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の

 \triangleright

報

措置状況

 監査実施 規・決・の課 措置対象 (前回まで (前のま)))) 令和4.1.1 指 摘 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	21	32	213	266	ᅖ			
 監査実施 規果内原 指標対象 (前回漢句) (前面漢句) (前面表) (前面漢句) (前面表) (前面	6	51	12	23	意見·要望		小計	
 監査実施 期間 結果内限 指應対象 (前回連へ (前回車) A-GN (高) (前回車) A-GN (高) (高) (高) (高) (高) (高) (高) (高) (高) (高)	15	27	201	243				
 監査実施 規果内限 措置対象 (前回書で 会面通知 改善年 の	12	6	18	36	=#	令和 6.2.1		
整正支護施 接展内訳 排置対象 (前面法で (本面基的 及著)	6	4	6	16	意見•要望	. }	行政監査	
 	6	2	12	20		令和 5. 9. 4		
	6	19	25	50	뽜	令和 6.2.1		
整正主流 第	1	I	2	2	意見•要望	. }	財政援助団体等監査	
監査実施 期 間 結果内訳 情態分象 合和4.1.6 指慮対象 指慮対象 合和4.1.11 抗菌	6	19	23	48	指摘	令和 5.9.4		
監査実施 期 間 結果内訳 情 類 合和4.1.16 指 摘 指 類 合和4.1.11 指 摘	1	ı	32	32	"	令和 5.9.7	八井田耳	-
 監査実施 規 間	1	ı	1	1	意見·要望	. }	中	5 日
監査実施 期 結果内訳 問 指置対象 (前回まで A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国連算) A (中国电源) A (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国	1	ı	32	32		令和 5. 7. 10	及全卦番 7. 靠用	>
監査実施 期 結果内訳 情景分象 利期 計量済 (前回まで (本回政部) 所 利 (本回政部) (本回应的) (1	ı	3	3	<u> </u>	令和 5.9.7	H	
監査実施 期間 結果内源 信見・要望 指置対象 (前回まで 角和4.0.6 指摘 分和4.0.6 中 日 日 一 合和4.0.1 技術 信見・要望 公 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	I	I	1	1	意見·要望	. }		
監査実施 期 間 結果内訳 計 摘 措置済象 (前回まで (中国政部) (中国政) (中国政) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国	1	I	ಎ	3		令和 5.6.1	八当今米タ4年	
監査実施 期 結果内訳 計	1	-	27	27	#	令和 6. 1. 11		
監査実施 期 間 結果内訳 治界内訳 治界内訳 治和4.1.6 措置対象 介和4.1.6 (前回まで 介面改善) 方和4.9.6 今面通知 介和4.1.11 改善件 (前回まで 介面改善) 方和4.9.6 改善件 (前回まで 介面改善) 方和4.9.6 改善件 (前回まで 分面改善) 方和4.9.6 改善件 (前回まで 分面公本) 方和4.9.6 公善件 (前回まで 方面公本) 方和4.9.6 公善件 (前回まで 方面公本) 方和4.9.6 公善件 (前回まで 方面公本) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1	ı	3	3	意見·要望		工事監査	
監査実施 期 間 結果内訳 計 摘 措置対象 (前回まで り り (有回本) 指摘 (前回まで (本回本) (本回本) 改善件 (本回本) (本回本) 改善件 (本回本) (本回本) 次当 (本回本) 令和4.0.6 計 摘 令和4.0.1 27 27 — — 令和4.0.1 指 摘 一 一 令和4.0.1 28 28 — — 令和4.0.1 指 摘 一 一 令和4.0.6 25 28 — — 令和4.9.6 計 摘 一 一 令和4.9.6 25 25 — — 令和4.9.6 計 摘 三月·要望 25 — — — 令和5.2.1 指 摘 三月·要望 25 — — — 令和5.2.3 計 摘 三月·要望 12 12 — — 令和5.2.10 計 摘 三月·要望 12 12 — — 令和5.2.10 計 摘 三月·要望 29 206 1 — 令和5.2.10 計 摘 三月·要望 29 206 1 — 令和5.2.1 計 摘 三月·要望 12 12 — — 令和5.2.1 計 摘 三月·要望 29 206 1 — 令和5.2.1 計 摘 三月·要望 12 12 — — 令和5.2.1 計 摘 三月·要望 12 1 1 1 令和5.2.1 計 三月·要 18 11 1 1	1	1	24	24		Ε.		
監査実施 期 間 結果内訳 指置対象 (前回まで (中国政部) 措置済 (前回まで (中国政部) 今回政部 (中国政部) 改善件 (中国政部) 改善件 (中国政部) 公本(日本) 合和4.1.6 指 摘	3	7	108	118	뿌	令和 5.9.7		
監査実施 期 結果内訳 情報 措置済 (前回まで (中国政部) A (元改善済) (中国政部) (中国政部) A (日の大) (中国政部) A (日の大) A (1	1	1	2	意見·要望	}	定例監査	
監査実施 期 結果内訳 情景分象 (前回まで (中国政部) 社置済 (中国政部) (中国政部) 公本 (中国政部) (中国政部) 改善 (中国政部) (中国政部) 改善 (中国政部) (中国政部) 改善 (中国政部) (中国政部) 公本 (中国政部) (中国政部) 公本 (中国政部) (中国政部) 公本 (中国政部)	3	6	107	116		令和 5.1.6		
監査実施期 結果内訳 情間 を	2	1	218	221	뽜			
 監査実施期間 に対象 (前回まで (今回運動 水ě中 (前回まで (今回運動 水ě中 (前回まで (今回運動 水ě中 (前回まで (今回運動 水 6 和 4.1.6) 合和 4.1.6 指摘 92 90 1 合和 4.1.11 指摘 92 90 1 合和 4.1.11 指摘 27 27 27 — 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1	1	12	12	意見·要望		小計	
監査実施期 結果内积 措置済 (前回まで (前回まで 中国数) 今回通知 (前回まで (向面まで 中国数) 有和4.1.6 指摘 92 90 1 令和4.9.6 計 摘 92 90 1 令和4.1.11 指摘 27 27 — 令和4.9.6 計 95 93 1 令和4.6.1 指摘 27 27 — 令和4.6.1 指摘 3 3 — 令和4.9.6 計 25 25 — 令和4.9.6 計 6 25 25 — 令和4.9.6 計	2	1	206	209				
監査実施 期 間 利 間 利 間 利 間 令和4.1.6 結果内訳 意見.要望 意見.要望 音和4.1.11 措置対象 (前回まで 合和4.1.6 計 意見.要望 音和4.1.11 付面本 意見.要望 音見.要望 音和4.6.1 人の遊済 方和 5.1.12 人の遊済 日 一 一 合和4.6.1 人の遊済 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1	1	12	12	뿌	5		
指置済	_	ı	-	-	意見·要望	}	行政監査	
監査実施 期 結果内訳 利用 高見・要望 令和4.1.6 指置対象 A 高見・要望 合和4.1.11 指 摘 意見・要望 音見・要望 音見・要望 音見・要望 音月・要日 音月 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月・要日 音月 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日 音日	1	_	12	12		令和 3. 12. 20		
監査実施 期間 結果内訳 治果内訳 措置済 (前回まで 角和4.1.6 今回通知 (前回まで 今回表書) 合和4.1.6 指摘 意見・要望 合和4.1.11 92 90 1 合和4.1.11 指摘 意見・要望 合和5.1.12 27 27 - 合和4.6.1 指摘 意見・要望 合和4.6.1 3 3 - 合和4.6.1 指摘 意見・要望 合和4.9.6 3 3 - 合和4.9.6 計 意見・要望 合和4.9.6 3 3 - 合和4.9.6 計 意見・要望 合和4.9.6 - - - 合和4.9.6 計 意見・要望 合和4.9.6 - - - 音見・要望 合和4.9.6 計 意見・要望 合和4.9.6 49 - 音見・要望 合和4.9.5 指摘 意見・要望 高見・要望 8 8 -	1	-	57	58	#	令和 5.2.3		
監査実施 期 結果内訳 相置対象 前回まで 今和4.1.6 措置対象 前回まで 今和4.9.6 (前回まで 今和4.9.6 今回過額 計 部 少2 92 93 93 93 1 小0 0 合和4.1.11 指摘 意見・要望 計 令和4.6.1 27 27 27 27 3 3 3 4 6月.要望 1 1 1 1 2 3 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1	ı	∞	~	意見•要望	?	財政援助団体等監査	
監査実施 期 結果内訳 相 同 利 措置対象 (前回まで (有回表書) 指置対象 (前回まで (本回表書) 指面技 (本国表書) 令和4.1.6 指摘 意見·要望 令和4.1.11 27 27 — 令和4.1.11 指摘 意見·要望 令和4.6.1.1 27 27 — 令和4.6.1.1 指摘 意見·要望 奇和4.9.6 3 3 — 令和4.9.6 計 意見·要望 高見·要望 — — — 令和4.9.6 計 意見·要望 高見·要望 — — — 令和4.9.6 計 意見·要望 — — —	1	J	49	50		令和 4. 9. 5		
監査実施 期 結果内訳 相置対象 前回まで 今和4.1.6 措置対象 前回まで 今面表書 合和4.9.6 措置対象 指置対象 高見・要望 音和4.1.11 付面表書 (中面表書) 音見・要望 音見・要望 音和4.6.1 計 指 摘 3 27 27 27 27 - 6和4.1.11 1 音見・要望 音別・要望 音別・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名・名	1		25	25	파	令和 4.9.6	八年旬上	+
監査実施 期 結果内訳 相置対象 前回まで 今和4.1.6 措置対象 前回まで 今面表書 行の記書 行の記書 行の記書 行の記書 行の記書 行の記書 行の記書 行の記	1	1	1	1	意見•要望	}	谷沢 門威 人威田 半角 除水	400 个性
監査実施 期 結果内訳 相置対象 前回まで 今和4.1.6 措置対象 前回まで 今回表書 行の記 計 を和4.1.11 措施 意見・要望 意見・要望 音見・要望 計 意見・要望 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	ı	25	25		令和 4. 7. 11		
監査実施 期 結果内訳 相置対象 (前回まで 今和4.1.6 措置対象 (前回まで 今回改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应改善) (本回应公应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应应	1	1	3	3	#	令和 4.9.6	八年會三	
監査実施 期 結果内訳 相 間 指置対象 (前回まで (中国改善) 指置対象 (前回まで (中国改善) 指面まで (中国改善) 令和4.1.6 指摘 92 90 1 合和4.9.6 計 95 93 1 令和4.0.1 指摘 27 27 - 令和5.1.12 計 28 - 令和4.6.1 指摘 3 3 -	1	ı	I	1	意見·要望	}	公宮企業谷公計 治育樹林	
監査実施 結果内訳 措置対象 (前回まで 今回通知 (前回まで 今回改書) (有回改章) 分和4.1.6 指 摘 92 90 1 令和4.9.6 計 摘 92 93 1 令和4.9.6 計 類 27 27 一 令和5.1.11 指 摘 27 27 一 令和5.1.12 計 摘 27 27 一 令和5.1.12 計 摘 27 28 28	1	ı	3	3		令和 4.6.1	1	
整確契制 結果内积 措置済 指置対象 (前回まで (今回改書) 中和4.1.6 指摘 92 90 1 令和4.1.6 指摘 92 90 1 令和4.9.6 計 第 93 1 令和4.9.6 計 95 93 1 令和4.9.6 計 27 27 - 令和4.9.6 計 3 3 - 令和4.9.6 計 3 3 - 令和4.9.6 計 3 7 - 수이 4.1.11 指 27 27 - 수이 2.11 1 1 - -	1	ı	28	28	"			
監査実施 期 結果内訳 期 措置済 (前回まで (今回基的 日 (前回まで (今回本書) 令和4.1.6 指 摘 92 90 1 一 令和4.9.6 計 95 93 1 令和4.1.11 指 摘 27 27 -	ı	ı	1	1	意見·要望	>	工事監査	
監査実施 期 結果内訳 間 措置済 (前回まで (今回改書) 中国通知 (前回まで (今回改書) 令和4.1.6 指 摘 92 90 1 令和4.9.6 計 類 3 3 - 令和4.9.6 計 95 93 1	1	1	27	27		令和 4. 1. 11		
整確規則 監査実施 期 結果内訳 間 措置対象 A 指置対象 (前回まで (今回改書) 今回通知 日 有和4.1.6 指 摘 92 90 1 一 意見・要望 3 3 -	1	1	93	95	뽜	令和 4.9.6		
監査実施 結果内訳 措置対象 (前回まで (今回改書) (方回改善) (方回改善) (方面改善) (方面对于)	ı	ı	3	ယ	意見·要望	>	定例監査	
監査実施 結果内訳 措置対象 (前回まで (今回改書) (介回改善済) 期 間 結果内訳 A (こ改善済) C (今回改善済)	1	1	90	92		令和 4.1.6		
i i	改善中 A-(B+C)	今回通知 (今回改善) C			結果内訳	監査実施 期 間	監査種別	監査 実施年

東京都公

(単位:件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

令和6年

意見・要望

#

插

5 84

意見・要望

学

213

27 5 32 66 68

> 99. 1 93. 8 73. 9 92. 1

21 18

15 6

78. 6 40. 0 指摘

12 221 243 23 266

> 218 201 12

意見・要望

12

100

#

並

檶

結果内訳

措置対象 A

措置済 (前回までに 改善済)

改善率 (B+C)/A×100

及 ₩ H (B+C)

44	101	431	576	==			
9	7	24	40	意見·要望	-	· 아	
35	94	407	536	指摘			
21	68	1	89	=			
3	2	I	5	意見·要望		小計	
18	66	I	84	指摘			
I	25	Ι	25	=	令和 6.9.5	八井田旦	
I	ı	-	-	意見·要望	>	节 札里 聚 < 聚 王	
I	25	I	25	指摘	令和 6.7.8	日本1年14人夕	ŢII
1	ı	-	1	#	令和 6. 9. 5	27 H	令和
I	ı	-	-	意見·要望	>	· 为面出来 口以 巴	
1	ı	1	1	指摘	令和 6.6.3	下令女亲令宗沙	
20	43	1	63	===	令和 6. 9. 5		
3	2	ı	5	意見·要望	>	定例監査	
17	41	I	58	指摘	令和 6.1.5		
改善中 A-(B+C)	今回通知 (今回改善) C	措直済 (前回まで に改善済) B	措置対象 A	結果内訳	監査実施 期 間	監査種別	監査 実施年

(注2) 上段(網掛あり):措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし):措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

						7 H C F		2									産正・	I				措置区分		/
	Þ			11.0	H		4		7		7			H		_		-1>=	7		A	区分		
=	#	い計	4	実施	研修等の	の構築	ブーア・体制	の見直し	契約·仕様等	制定・改正	要綱等の	小計	4	争務処埋等	# 76 to -11 64	対計を推	> + 4 m-m	物品管理	財産・	戻入等	泛 遍•		/	監査種別
2	1	1	I	1	l	I	I	1	I	I	_	1	н	ı	I	ı	1	1		1	_	定例	4年	令和
14	7	9	ప	4		4	2	1	1	ı	_	5	4	51	4	ı	l	ı	l	1	1	定例		
37	19	19	1	2	l	17	1	ı	ı	ſ	_	18	18	1	1	ı	ı	1	1	16	16	財政援助 団体等	5年	令和
13	6	7	2	4	1	బ	1	1	ı	ı	_	6	4	4	3	ı	ı	2	1	1	-	行政		
77	43	63	30	38	21	19	5 1	4	2	2	2	14	13	5	о л	ı	ı	ω	2	6	6	定例	6	₽
59	25	37	6	21	2	16	4	ı	ı	ſ	_	22	19	ı		19	18	ω	1	ı	-	各会計 歳入歳出 決算審査	6年	令和
202	101	136	42	70	24	59	13	5	ಎ	2	2	66	59	15	13	19	18	10	6	22	22	<u> </u>	ī	

(別注) 措置区分の具体的事項

	措置区分	主な事項
1 是	正・改善措置	
Y	返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
7	財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
4	会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
Н	事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再	再発防止の取組	
\ \	要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
7	契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ゥ	ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
Н	研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

指摘の概要

主な措置事例

Н

助成金交付に当たり申請時に要件を確認できるようシステムを整備したもの

p. 24 公益財団法人東京都歴史文化財団 No. 9(令和 5 年財政援助団体等監査)

助成対象者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件としているが 個人の住所確認を交付決定後に行っていた. 法人は、芸術活動支援のための助成事業実施に当たり、助成金交付要綱を定め、

そこで、法人に対し、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うよう求

措置の概要

より安全な情報セキュリティ環境を整備し、都内在住を証する書類をオンライン上 で提出・申請できる方策を講じ、申請時に居住地を確認することとした。 法人は、システム構築の検討を進め、「オンライン助成申請システム」において、

土地の用途の認定を修正の上、 更正後の税額で納付を受けたもの

p. 38 主税局 No. 36 (令和6年定例監查)

しかしながら、駐車場のうち1台分はカーシェアリング用のものであり、 税の負担を軽減しているものがあった。 体について、居住部分の割合に応じた面積相当分を「小規模住宅用地」として認定

局において、居住用部分と業務用部分を併せ持つ住宅及び駐車場6台分の敷地全

「小規模住宅用地」として認定する対象面積に含めたことは適正でない。 その結果、固定資産税等が1万4,310円の課税不足となっていた。

そこで、土地の用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

正し、修正に伴い発生した不足分を課税し、納付されたことを確認した。 局は、当該土地に係る用途の認定を、小規模住宅用地から一部非住宅用地へと修

を行い、再発防止の徹底を図った。 会議及び各都税事務所に対する事務指導で、指摘内容の周知及び注意喚起

各都税事務所においては、当該リストを活用して現況異動の捕捉を行っていくこと さらに、局は都内のカーシェアリングリストを作成して各都税事務所に配布し、

から支払までに作成される書類において、使用する事項名を統一したもの 過大支出した委託金額について返還を受けた上で、再発防止のため、契約締結

p. 50 保健医療局 No. 52 (令和 6 年定例監査)

指摘の概要

から提出された実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車 は、稼働車両総数と休車台数が逆になっており、誤った金額が受託者に支払われて 台数は318台となっているにもかかわらず、支払手続に添付されている請求書で 車両搬送業務委託契約の実績報告書と支払手続について確認したところ、受託者

額の返還を請求するよう求めた そこで、支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金

により、事業者への指導・監督の徹底、審査時の確認の徹底を周知した。 局は、過大支出した委託金額について、受託者から返還を受けた。

今後誤りが生じにくいよう、契約締結から支払までに作成される全ての書類におい て使用する事項名を統一することとした. 今回の誤りの原因は、請求書と実績報告書の事項名の不統一にあったことから、

加えて、同様の事例が起こっていないか点検を実施した。

受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を明確にしたもの

p. 55 建設局 No.61 (令和6年定例監查)

作成された成果物に係る著作権を都に帰属させることの定めがなかった。 局で締結している式典等委託及び調査委託について確認したところ、委託により

著作権に係る定めを仕様書に明記することが必要である。 に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる危険性を回避するためには、 しかしながら、今後、都が、これらの成果物を使用、改変等をする場合、著作権

よう契約を締結するよう求めた、 そこで、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できる

委託者である都に移転していることについて、受託者との間で確認書を取り交わし、 著作権の都への帰属を明確にした。 局は、2つの契約において、委託契約の対価の支払をもって、成果物の著作権が

る定めを仕様書に明記するよう注意喚起し、著作権に係る講習会受講の促進を図っ また、再発防止策として、各会議を通じて、指摘内容の周知を行い、著作権に係

_

石綿障害予防規則への適切な対応や、関係法令の改正の確認について改めて周知したもの

p. 60 交通局 No. 66 (令和6年定例監査)

指摘の概要

石綿障害予防規則改正は令和5年10月1日に施行されたものであり、施行日以降の契約で分析調査を委託する場合は、分析調査の有資格者に行わせる必要がある。 しかしながら、局が実施した石綿に関する委託契約においては、分析調査を行うに当たっての資格要件が仕様書に示されていなかった。

そこで、石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成するよう求めた。

普置の概要

局は、石綿障害予防規則への適切な対応について、通知文を発出し、指摘内容、当該規則の解説、分析調査等の従事者の資格要件、適正な特記仕様書の記載例等について周知し、再発防止を図った。また、会議により通知文について説明し、適正な仕様書を作成するよう周知した。

加えて、局内に事業に関係する法令の改正について改めて確認するよう通知を発 、再発防止を図った。

過大計上した調定^{(注}額に更正処理を行うとともに、組織としてチェック体制を 強化したもの

p. 71-72、78-79 福祉局 No. 82、83、90(令和 5 年度各会計歲入歲出決算審査) 指摘の概要

局では、令和 5 年度決算において、財務会計システムに収入の調定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録し、誤登録分の調定額の更正を行っていないことが認められた。

この結果、調定額及び収入未済額がそれぞれ国庫支出金で185億余円、繰入金で3億余円過大計上となっている。

そこで、会計処理を適正に行うとともに、組織としてのチェック体制を強化し、 事務の誤りの再発防止に努めるよう求めた。

措置の概要

|局は、過大に計上していた調定額について、財務会計システムにより更正処理を | . . .

今後は、部と課の担当者が相互に働きかけ、決算見込み作成時には随時調整や確認を行い、誤った登録は速やかに取り消す体制を整えるとともに、調定登録時は複数チェックを徹底し、重複登録がないよう確認することとした。また、局の計理部門も決算見込み、決算調整作業などにおける確認作業を徹底していくこととした。

加えて、局は実務研修を開催し、重複登録等がないように十分に確認するよう局内へ周知するとともに、今後も継続的に注意喚起を行っていくこととした。

(注)徴収すべき歳入の所属年度、科目、金額、納入義務者等を調査決定すること。

5

2 通知の内容

舥

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4(監査種別)及び表5(指摘区分別)のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表 4 、表 5 及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には - ※」を付けている。

また、表 4 、表 5 及び個別の概要にある「措置区分」は、5 ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「 \odot 」を、その他、該当するものには「 \odot 」を付けている。

さらに、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧(監査種別)

0 0 1				_			0	合和	00	7	6	SJ.	4	3	2 #	令和	1 7	令和	į	神	
田法入東京都歴史文化財団) 田法入東京都歴史文化財団) 田法入東京都歴史文化財団) 田法入東京都歴史文化財団) 田法入東京都歴史文化財団) 福祉局 (社会福祉法人昭島愛育会) 田徳和局 (社会福祉法人あしたばの会) 福祉局 (社会福祉法人カナの会) 総社局 (社会福祉法人カナの会)	ドスポーツ局 (公益財 収済都歴史文化財団) 収済都歴史文化財団) ドスポーツ局 (公益財 収済都歴史文化財団) (社会福祉法人助した (社会福祉法人あした (社会福祉法人がカナの (社会福祉法人がの子	直接大東京都歴史文化財団) 直接大東京都歴史文化財団) 直接大東京都歴史文化財団) 直接大東京都歴史文化財団) 海社局(公益財 南社局(社会福祉法人昭島要 管会) (社会福祉法人あした 近の会)	主語文化マポーツ局(公益財 引法人東京都歴史文化財団) 主語文化マポーツ局(公益財 主語文化マポーツ局(公益財 五部人東京都歴史文化財団) 電社局(社会福祉法人昭島愛 育会)(社会福祉法人あした まるない。(社会福祉法人あした まるない。(社会福祉法人あした	主语文化スポーツ局(公益財 団法人東京都歷史文化財団) 主語文化スポーツ局(公益財 団法人東京都歷史文化財団) 電社局(社会福祉法人昭島燮 育会)	生活文化スポーツ局(公益財 団法人東京都歴史文化財団) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生活文化スポーツ局 (公益財 団法人東京都歴史文化財団)		5年財政援助団体等監査	教育庁	教育庁	教育庁	教育庁	港湾局	産業労働局	福祉局	5年定例監査	港湾局	4年定例監査		対象局(団体)	
助金を返還すべきもの(東京都保育サー) (ア) (ア) (ア) (ア) (ア) (ア) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原	金を返還すべきもの (ア) (ア) (A) (A) (A) 金を返還すべきもの 金を返還すべきもの (ウ) (D) (D) (D)	# # # 9 9 9	5 5	9		システム管理に必要な資料を備えるべきもの	(助成金の交付について) 助成対象となる要件を確認した上で 交付決定を行うべきもの	監査	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育 費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理 を改めるべきもの	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの	(情報セキュリティ対策について)サイバーセキュリティ実施手 順を適切に策定及び見直すべきもの	通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備 すべきもの	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則 の遵守について)規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消し を行うべきもの	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの	※(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託 について)事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しにつ いて		消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの			事 項	
0 0	0		0	0	0							, and							7		
+	+																0		イウ	_	±±
						0			0	0	0		0		0				Η		描置
+		-										0							アイ		公区
0 0	0	١	0	0	0		0			0		0		0	0				つ	10	
						0			0	0	0		0				0		Ξ		
20	20	26	25	25	25	24	24		23	22	21	20	19	18	18		17			軍	

費を店適
きょう事業に係る委託契約について)業務の 哲名素面主義を行ってきまっ
る契約締結手続を適正に行うべきもの
事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な勢行を図るべきもの
ついて) 緊急輸送 係る情報発信を適
ついて) 耐震ポー もの
石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの
\$ <i>0</i>
ト両面からのバリアフリーの取組
ス化について
アガイドの情
(都営住宅敷地内の遊具点検について) 修繕未対応遊具の修繕 の必要性を早期に判断し、安全確保を図るべきもの
め、多言語放送シ
べきもの
ビス推進事業補助
(東京都保育サービス推進事業補助
(東京都保育サービス推進事業補助
ビス推進事業補助

#置区分 (団体) 事 項 「子育で応援とうきょう事業に係る委託契約について)仕様書 の定さらの 「会計契約における契約変更手続について)の重発達支援事業 「会計契約における契約変更手続について)の重発達支援事業 所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続と行うべきもの 「委託契約における契約変更手続という、分離サービス事業 所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続と行うべきもの 「金融調解型相談支援センターの開設に係る契約変更手続を行うべきもの 資金前談による支出手続を適正に行うべきもの 変金前談による支出手続を適正に行うべきもの 「金融調解と過ごにするともに、会話者に対して過払いとなっ」 「公本を始め返還におったで、参議調解を学覧金の債権管理に係 スマニュアルを適切に更新すべきもの 支払手続を適正に行うともに、会計者に対して過払いとなっ」 「公本を報の返還におったで、参議のに有いまなが、表もの 「代市日及び開市日の決定に伴う契約変更について、) 体明市日 の決定に伴い契約変更に対して、) 作明市日の決定に伴の表別が定域されている業務用冷凍冷蔵車について、) 体明市日の決定に伴い表別が変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変 ② 「文を行うべきもの 「文を行うべきもの」 「表現パレット募集が処理事業負担金の第定に係る最大積載量の 「会別のできるようの」 「会別のできる方のできるの名べきもの」 「会別のできる方のできるの第定に係る最大積載量の 会別のできるの名べきもの
#置区分 事項 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
0 0 0 0 0 0 N

7

苯			1 1	措置	措置区	措置区分	
dlπ mN	対象局 (団体)	事 項					1 2
				アイウ	アイ	アイウエアイ	アイウエア
72	下水道局	維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を 適正に行うべきもの	路谷	\$\$ \$\tau\$	\$8 \$Y	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88*
73	下水道局	下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの					0
74	下水道局	灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するととも! 注を適正に行うべきもの	:もに 発	1発	こ発	2発	00
75	下水道局	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの				0	00
76	教育庁	※(災害用備蓄品について)備蓄品について		0	0	0	0
令和	5年度各会計歲	入歲出決算審査					
77	デジタルサービス局	物品が過大登載となっているもの		0	0		0
78	デジタルサービス局	物品が登載漏れとなっているもの		0	0		0
79	デジタルサービス局	価権が計上漏れとなっているもの		0	0	0	0
80	都市整備局	債権が過大計上となっているもの		0	0	0	© (
81	住宅政策本部	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの					0
82	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの((\mathcal{T})	7) (
83	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの(()	 √ () (
84	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの((ウ)	<i>†</i>) ©			
85	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの((王)	上)		0	
86	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの((本)	4)			
87	福祉局	物品が過大登載となっているもの		0	0	0	© OC
88	福祉局	物品が登載漏れとなっているもの		0	0	0	0
89	福祉局	債権が過大計上となっているもの		0	0	0	0
90	福祉局	会計処理を適正に行うべきもの		0	0	0	000
91	保健医療局	物品が登載漏れとなっているもの		0	0	0	0
92	保健医療局	債権が計上漏れとなっているもの		0	0	0	0
93	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		0	0	0	0
94	産業労働局	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの					(O)
95	産業労働局	屋付未済額が過小計上となっているもの					(O)
96	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの		0		0	0
97	産業労働局	物品が過大登載となっているもの		0	(i)	0	0
98	産業労働局	物品が登載漏れとなっているもの		0	0	0	0
99	建設局	土地が登載漏れとなっているもの		0	0	0	0
100	建設局	物品が過大登載となっているもの		0	0	0	0
101	港湾局	土地が過大登載となっているもの		0	0	0	0

2	≨]	67	99	65	61	09	59	37	年]	54	[清	36	[清	71	51	(95	94	93	90	86	85	84	83	82	81	70	69 z	7	番号	
局址局	【契約(その他)】	交通局	交通局	東京消防庁	建設局	建設局	建設局	主税局	【契約(仕様・積算)】	54 中央卸売市場	【歳入(その他)】	主税局	【都税】	下水道局	保健医療局	【債権管理】	産業労働局	産業労働局	産業労働局	福祉局	福祉局	福祉局	福祉局	福祉局	福祉局	住宅政策本部	水道局	で道局	计加油 (集)。	対象局 (団体)	
5定例		6定例	6定例	6定例	6定例	6定例	6定例	6定例		6定例		6定例		6定例	6定例		5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	5決算	6定例	6 定例		雅 全 別	
※(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営 業務委託について)事業目標の達成に向けた委託業務		仕様において数量等を適正に定めるべきもの	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な 仕様書を作成すべきもの	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの	等線る	(建設事務所等における河川等の維料補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における智的可以的の工事について) (建設事務所における智的百川等の維持管理に係る単価契約について) 特殊製品組合社費の使用に係る頻算を適正に行うべきもの	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者 の要件を適正に定めるべきもの		使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべき もの		土地の用途の認定を適正に行うべきもの		下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正 に行うべきもの	(看護師等修学資金について)看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの		還付未済額が過小計上となっているもの	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	会計処理を適正に行うべきもの	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (オ)	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (エ)	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (ウ)	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (イ)	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (ア)	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの	汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を 適正に行うべきもの	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り 組むべきもの		事項	
										0		0															0	0	71	1.1	
0					0										0				0	0	0	0	0	0	0				ウェ		措置
)		0	0	0		0	0	0		0		00		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		アイウェ		区分
18		60	00	59	55	54	54	38		51		38		64	50		81	80	80	78	75	74	73	72	71	70	63	62	٣	Ш	

07	0			H		L	とともに発注を適正に行うべきもの	加亚山	「水進河	14
1)	_		t			油の供給単価契約に関す		i É I	1
66	0	0					下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの	6定例	下水道局	73
65	0	0					維特補修単価契約工事の安全対策について監督及び 履行確認を適正に行うべきもの	6定例	下水道局	72
61	0					0	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの	6定例	交通局	68
58	0						橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工 方法について事前及び事後の確認を適切に行うべき もの	6定例	港湾局	64
56	0						契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの	6定例	建設局	62
53	0		0		_		(電投事務所等における町川等の維持補修に係る単 値契約の工事について)(建設事務所における衛内 町川等の維持管理に係る単値契約について)施工に 当たり必要な安全対策を講じるよう受出者を指導・ 監督すべきもの	6定例	建設局	58
52	0					0	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について)警備委託について必要な仕様を定めるとともに (体開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	6定例	中央卸売市場	56
52	0					0	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の (企業日数に基づき契約変更を行うべきもの	6定例	中央卸売市場	55
48	0	0					_	6定例	福祉局	49
47	0							6定例	福祉局	48
46	0						(委託契約における契約変更手続について) 介護 サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変 更手続を行うべきもの	6定例	福祉局	47
46	0						(委託契約における契約変更手続について) 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの	6定例	福祉局	46
45	0						(委託契約における契約変更手続について) 児童発 達支接事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を 行うべきもの	6定例	福祉局	45
45	0	0		9	0		(子育で応援とうきょう事業に係る委託契約について) 仕僚書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの	6定例	福祉局	44
44	0	0					(子育で応援とうきょう事業に係る委託契約について)協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	6定例	福祉局	43
43	0	0					(子育で応援とうきょう事業に係る委託契約について)業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの	6定例	福祉局	42
42	0	0					家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行う べきもの	6定例	都市整備局	41
41	0)	0				6定例	都市整備局	40
37	0						排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの	6定例	総務局	35
37	0						廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの	6定例	総務局	34
34		0					(都営住宅敷地内の遊具点検について) 修繕未対応 遊具の修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図 るべきもの	5行政	住宅政策本部(東京都住宅供 給公社)	30
24	0			9	0		システム管理に必要な資料を備えるべきもの	5財援	生活文化スポーツ局 (公益財 団法人東京都歴史文化財団)	10
20		0	0				通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に 行った上整備すべきもの	5定例	教育庁	5
18		0					分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの	5定例	産業労働局	3
	Н	Ŧ	7	7	T G	7	7	化苯乙烷		1
涆		10	2	٦ ا	<u> </u>		事 項	監理者	対象局(団体)	番号
	_		父	措置区分	譜					

0	0	* ()%;	6定例	教育庁	76
			6定例	建設局	63
(0)		強(と関数数に対して	6定例	都市整備局	39
0		(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの	6定例	都市整備局	38
0			5行政	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体)	32
0			5行政	(公益財団 装振興公社	31
0			5定例	教育庁	8
0		学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて 材費等の徴収金額を決定すべきもの	5定例	教育庁	7
	0	消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべもの	4定例	港湾局	1
				この他】	٤]
(0)		(情報セキュリティ対策について) サイバーセキュ リティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの	5定例	教育庁	6
				/ステム]	[v
		、外国人等の情報アクセンビリティを進めるため、多 言語放送システムを積極的に活用すべきもの	5行政	生活文化スポーツ局 (有明テニス・マネージメントチーニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)	29
				物品管理】	4】
0	0	土地が過大登載となっているもの	5決算	港湾局	101
	0	物品が過大登載となっているもの	5決算	建設局	100
0	0	土地が登載漏れとなっているもの	5決算	建設局	99
0		物品が登載漏れとなっているもの	5決算	産業労働局	98
0	0	物品が過大登載となっているもの	5決算	産業労働局	97
0	0	出資による権利が過大登載となっているもの	5決算	産業労働局	96
0	0	債権が計上漏れとなっているもの	5決算	保健医療局	92
0	0	物品が登載漏れとなっているもの	5決算	保健医療局	91
0	(債権が過大計上となっているもの	5決算	福祉局	89
0	0	物品が登載漏れとなっているもの	5決算	福祉局	88
0	0	物品が過大登載となっているもの	5決算	福祉局	87
0	0	債権が過大計上となっているもの	5決算	都市整備局	80
0		債権が計上漏れとなっているもの	5決算	デジタルサービス局	79
간 H	アイ		į		
	1	事項	阻 倒 倒 则	対象局 (団体)	奋号
措置区分			₹ \		Ħ

[令和4年定例監査]

[令和5年定例監査]

ω	N		
ア イウェー	福祉局 1 7 イ ウ エ ① ① 3	(四体) 措置	対象局
クロスにからないが、	※仕者事企務い目に託のつび事就業画表で標向薬門を記録の分の事就業画表で標向薬門ではの場合の分数値での分数値である。 2 クロ の験進名業つ業成奏客に	<u>X</u>	事項
南江部及び金融部は、公益財団法人東東京都中小企業接更公社と委託契約をと東京都中小企業接更公社と委託契約をとまたまた。	東後の応進するため、介護業界への就 実を促進するため、介護事業所への名 火をでルーシップがらマッチンの、外、 業、店着に当の本はでも一貫にて支援す る「介護の仕事就業促進事業」を実施 事業別への対象でを契約してい 本契約の報音書類等について見た イマターンンップ参加者数及び につ、たの国運営業務委託を契約してい 本契約の報音書類等について見たと イフターンンターンンプ参加者数及び につ、たの表には、目標値を大きへ の国知活動を強化するなどの対応を の国知活動を強化するなどの対応を の場には、年業時台 の表にしている。 を実がは、年業時台 の表にしている。 を実がは、年業時台 の場により業務が、来契約は、日標値の を実がなる日本技をなる日本 にといるための、日標値には日かなかっ たったしている。 にお提上と実務のは、日標他の を対しては、本契約は、日標他の を対しては、本契約は、日標他の を対しては、本契約が、契約金額に見合っ たが具となるとなると、大の を対しているとした。 を対しているとしたがのことか にとは、本契約が、契約金額に見合っ を対しているとしたがのまたとないるとしたが を表述されているとしたが にといるとしたがのまたをは、まり を対するとなっているとしたが にとは、発送所でなるよって、 を対するとなるようで、 を対するとなるより、 を対するとなって、 を対するとなるより、 を対するとなるようで、 なり、 を対するとなるとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとの をがまるとしたいるとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとの を対するとしたが を対するとの を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するを表が を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとしたが を対するとが を対するとしため を対するとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがするとしため をがする	監貨結果の要約	界外辞囲う囲糸
下と製行状況の把握及び部の経理担当者 有が用用限への報告交出額級の経理担当者 有が用用での報告を記述 を表示する。 一、本面 5年度の委託契約に おいて、会元を明確に記載するようの 報工部は、令和 5年度の委託契約に おいて、報行状況や交付金の必要額 企業部で、令和 5年度の委託契約に ないて、報行状況や交付金の必要額・ が課題、令和5年度の委託契約に ないて、報行状況や交付金の必要額・ でのドプリングにより確認するととも が、複数チェックする存割を確保した がにより、適時適切な資金交付を がにより、適時適切な資金交付を がにより、適時適切な資金交付を がにより、適時適切な資金交付を がにより、適時適切な資金交付を り間が解析を表示とないない。 とは、後数チェックする体割を確保した とは、で、後数チェックする体割を確保した。 とは、で、企業報告報告 とは、大会元を表示とないない。 とは、大会元を表示とないない。 は、大会元を表示とないない。 と述が、大会元を表示とないない。 と述が、大会元を表示とないない。 と述が、大会元を表示とないない。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を表示とないる。 と述が、大会元を確認した。 には、業務執行状況を確認した。 には、業務執行状況を確認した。 には、業務執行状況を確認した。	の成 高齢者施策推進的は、令和5年度契り が (総合評価方式)では、令和4年度 の実績が振調に指移していたことを踏まれ、	開した描画の複数	帯にや非硼の費用

	4							
	が							
		<u> </u>						
0	Н							
	y		(会る発し務守で基な計消べ進計会行に規につづ方伝しき簿に計・保則つ規を法案をも					
	イカ	グラスの発し発生に、ウイな計画で、であると、であると、ウイなに、ウイなに、ウイは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、といいないと、といいないない、といいないない、といいないない、といいないないない、といいないないないな						
0	5 I		事お伝取込のいい側適での行の業け票消財連 に正会取り					
	取消しを行	になり、 死死に入り 総務部は、規則に基	東京都臨海地域開発事業財務規則に 指摘の発生原因は、規則に定めのな は、業務に係る取引について、その取 い 削除処理が会計システム上可能と 基づかで発生の額度配拠となるべき事類に なっていたこと、また、会計システム 基づかで対けてならないと定められてい る。まだ、「過難その付けて成実を発行」め、削除機能で対応していたた り、会計伝表を取り消し、又は訂正し とのかられている。また、「過難その他の理由により、大きに計正しの報告伝票を発行しなけれずる場合は、理由を付けて取消 消しの版替伝票を発行する機能を実装していたが、「政策を取り満したときに自動的に取けならない。」とであられている。 港湾局準公経理会計システムには、 【1-エ】 に 一、 に で し と で し か に で で し か に で で で で で で で で で で で で で で で で で で					

	σı				
グ イ イ - フ 日					
回のである切上を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、					
	マート・スリード・スリード・スリード・スリード・スリード・スリーデーター・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー				
	中では、				

	on and the second secon					
7 7 7 9 H	教育方					
7 7 7 9	できなて、トリ手に見り 情 コ策(レーリー)との一般ではの報りにある。 をしいにすせて予修を記録するイプトラインを表演を必要を記録する。 といって本実演及べ、「基切びなども、「基切りなども、					
	の 名字校が決議語手順や存成するに当た 0 の 3 表表の表面手順を存成するに当た 0 の 3 表表の表面を開展を指数反射性 2 を表表を表面を 2 を表表の表面を 2 を表表の表面を 2 を表表の表面を 3 を表示 2 を表表の主要を 3 を表示 2 を表表の主要を 3 を表示 2 を表表の主要を 3 を表示 2 を表示 2 を表示 2 を表示 2 を表示 3 を表示 3 を表示 3 を表示 3 を表示 3 を表示 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 4 を表示 5 年 9 月 1 5 日から 5 年 9 月 1 5 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1					

	7				
7 1 7 H	教 雪 下				
フィッ 9 ウェ	学に年十爻等額ベ校の東ので、成立の東京の後の、別様に教命のをもではに教徒に教皇をもして軍難材以定のの前を主義会する前者を主義をする前を主義をする。				
7 ものノロゴスを3世帯で40/~。	報告において生徒または生徒の の機構者が負担している経費は、大きく間 の大きな機関が、大きく間 の大きな機関が、大きく間 の大きな機関が、大きくの の大きな機関が、大きな機関が、大きくの の大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機関、 の大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機関を関係である。 の大きな機関が、大きな機関が、大きな機関が、大きな機能が、大きな機能が、大きな機能を の大きな機関が、大きな機関が、大きな機能が、大きな機能が、大きな機能が、大きな機能を の大きな機能を の大きな機関が、大きな機関が、大きな機能が、大きな機能が、大きなが、大きな機能を の大きな機能を の大きな機能を の大きなを機力が、大きな機能を の大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな機能が、大きな機能を の大きなが、大きな機能を の大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな機能が、大きな機能を の大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、				
	中国				

	∞
7 / b ±	类 合 十
7 1 b H	給金交徒の名担にる型係理べ付に付の記載が瞳上繋るをき想ったけの記載が瞳上繋るをき型つな発集員の学事改も選い裏に貴などに食難に費やさ給金務めの学で生者係負かれ付に処る
学校を指導されたい。	海外型型 (
	機のでより、一角的の発用用因は、学校が生命―人物のでは、学校の生命の後には、学校の生命の後によった。 2 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2

〔令和5年財政援助団体等監査〕

ю	Q	番号
田田 ボード () 公 () の () の	生活文化ス (次一ツ周 (次十ツ周 (次大) (大) (大) (大) (本) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	対象局 (団体) 措置
→ N 単	イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ の の の の の の の の の の の の の	事項
・	財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出えん会物を演演として、助成会交付要綱を定め、日本国内に所在する事業を行っまた、の日本国内に所在する事業を行っまたの。日本国内にののでは、「都内に対し、助成金等を交付する事業を介ったののでは、「都内に関していること」を要件として定めている。 財団は、英付決定後に個人の住所を施設しており、要件を確認しないまま、助成対象者を決定していることとなり、適正でない。 適正でない。 関切は、助成対象者を決定し、財団は、助成対象をなる要件を確認したで支付決定を行われたい。	監査結果の要約
世間は、令和6年3月までに、現代、元ついてジステムの設計書等に係名システムの設計書等、行う、イジステムの設計書等、管理に必要な資料の提出を保持に、10月12月(11日に、10月12日に、10月12日に、10月12日には、10月12日には、全部の管理等で構成する財団連絡会議に、同月21日には、全部の管理を検げ、同月21日には、全部の管理を対し、対し、大力に対しても同为容を周期が表現に表した。「10月2日に対しても同为容を周囲が表現な資料の提出に必要な資料の提出について改めて、2月1日には、2月1日には、全部の管理を提出が表現に表になり、10月2日に対しても同为容を周囲が表現に対しても、10月2日開催の経過時が表現に対した。「2月1日開催の経過時が表現な資料の提出について改めて、12日1日に対して改めて、12日1日に対して表現な資料の提出について改めて、12日1日に対して表現な資料の提出について改めて、12日1日に対して表現な資料の提出について改めて、12日1日に対して表現な対して、12日1日に対して表現な対しませば、12日1日に対して表現な対しませば、12日1日に対しませば、12日1日に対して表現な対しませば、12日1日に対して表現などの表出について改めて、12日1日に対して表現などの表現を対しませば、12日1日に対して表現を対しませば、12日1日に対しませば、12日	野田は、「オンライン助成申請シストラー、」において、より安全な情報ででしまりディ機を整備し、都内在住を記する書類を考を整備し、北方他日・申問書できる方策を講じ、令和6年6月27日以降の公募から申請時に居住地を確認している。【2ーウ】	講じた措置の概要

13	12	11
簡単 同 (社 会簡化法人 カナの会)	相局(枠 価格嵌入 したばの	◎ 7 公 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金
本語 表示 の		
周は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉技人カナの会が設置する キャイルドスクエアそしがやで、特別 現対高いまないで、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認分に対して、まり、実績額に誤いが認力に次付されている。 8,000円が過大に交付されている。 10次以、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還まれた。。 10次は、事助金交付額の確定に当たり、実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 住人を福祉法人あしたばの会が設置す社会福祉法人あしたばの会が設置するたんぼ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産保別は保育実施について、誤った。実績繁に誤りが認められた。より、実績額に誤りが認められた。より、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 最は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うととされたい。	局は、社会矯社法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 付している。 社会福祉法人昭島愛育会が設置する 田祭保育園には、特別保育事業等推進 田第の育動には、特別保育事業(その他・ 加算のうたがで、対象外の月童を加値・ 知的)において、対象外の月童を加値・ 対象としていたことなどにより、令和 3年度分で55万8,000円が過大 で交付されている。 に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと されたい。 造れたい、 造れたい、 に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対しる都助金の返還を 来められたい。
① 過大に交付した補助金8万 8,000円について、令和6年3 月26日付けで法人から返還を受けた。【1-ア た。【1-ア た。【1-ア 2) 過去の補助金返選事例を事例集と してまとめ、令和5年10月18日 に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ 取組を実施した。調査については前回 期益からの期間短額を行うなど、現 把調費の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考 に、補助制度に係る認明資料や様式 を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】	① 過大に交付した補助金38万4,000円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1 - ア】に当去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各価股に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。③ 新規開設國への調査については前回財政局の調査については前回対の方針を強化した。後期・再請が多の場間短額を行うなど、規地調査の方針を強化した。を参考、通誤申請が多の場所に係る説明教學を表式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2 - ウ】	① 過大に交付した補助金55万8,000円について、合和6年3月22日付けで法人から返還を受けた。【1-7】た。【1-7】た。【1-7】た。【1-7】た。【1-7】次。 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配拾し、申請認りを防ぐ要組を実施した。の調査実施はもとり、野親國への調査については前日、男親國への調査については前日、第2章からの期間短縮を行うなど、現地調査からの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現時間で、4年期間である。「2年月2日に各施設に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】

16	16 15							
語の の の の の の の の の の の の の の	語音 音音 音	商・日本の の の の の の の の の の の の の の						
サラション (本年本年) 19 日本 (本年本年) 19 日本 (本年本年 (本年) 19 日本 (本	ののの 単純 の の の の の の の の の の の の の の の の の	型						
同は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 京都保育サービス推進事業補助金を交 社会福祉法人立野みどり福祉会が設 置する谷里保育園で、特別保育事業等 他知的のうち障害児保育事業 で をとしていたことなどにより、実績額 に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で117万 6,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還 がれたい。 によ、補助金交付額の確定に当たり 実績報告に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対して補助金の返還を まるい、法人に対して補助金の返還を	周は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人正光会が設置する古里 保育園で、特別保育事業(その他・知的) 5 編書児保育事業(その他・知的) だおいて、対象外の児童を加質対象と していたことにより、実績額に誤りが ごめられた。 でのため、令和3年度分で228万 形が過大に交付されている。 選りのたが、令和3年度分で228万 法人は、実績報告を適切に行うと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。 同は、補助金交付額の確定に当たり 実績報告に対する審査を適切に行うと された、法人に対して補助金の返還を をおたい、法人に対して補助金の返還を でしたが、法人に対して補助金の返還を	周は、社会福祉法人等に対して、東 規能保育サードス推進事業補助金を交 付している。 中とでは一年の一部では 大との子会が設置するエ 大と福祉法人杉の子会が設置するエ 大と福祉第0うちアレルギーと対応には が、、個別の家法対応をしていない地 いて、個別の家法対応をしていない地 いて、個別の家法対応をしていない地 いて、個別の家法対応をしていない地 で、力等ののの表対がに対している。 このため、海衛に誤りが認められた。 このため、海道大に交付されている。 このため、海大に交付された者助金を返還 されたい。 が表人は、実績報告を適切に行うとと もに、過大に交付された者助金を返還 されたい。 ののののの確定に当たり 実績報告に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対して補助金の返還を 求められたい。						
① 過大に交付した補助金117万6,000円について、合和6年3月22日付けで法人から返還を受けた。【1-7] た。【1-7] と 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、合和5年10月18日に各施設に配布し、申請譲りを防ぐ取組を実施した。調表開閉2個への調査でついては前回調査からの期間短額を行うなど、規 地調査の方針を強化した。	① 過大に交付した補助金228万円について、合和6年3月19日付けについて、合和6年3月19日付けに対して法人から返還を受けた。 [1-ア] 過去の補助金返選事例を事例集としてまとめ、合和5年10月18日に各施製に配力し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。副本事施はも上り、野親園会の調査で与いては前回調査からの期間短縮を行うなど、現色調査からの期間短縮を行うなど、現色調査がらの場合に大。 (本調を力学を強化した。 (本期制度に係る説明資料や様式を改善し、合和6年2月2日に各施設に配力した。[2-ウ]	① 過大に交付した補助金43万2,000円について、令和6年3月2,000円について、令和6年3月28日付けで法人から返還を受けた。【1-7]② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に合計し、申請誤りを防穴、取超を実施した。の調査するに、の調査がらの場面を指定した。 第提開表 の場合といては前回調査からの場面を指定した。 第2月1日第一次を参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申復に係る認明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】						

ь	L	<u></u>
19 回	福祉局 (社	簡単に (社 ・
推りの 保及 本語 のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	語 (ク) (ク) (ロ	画舗の のの のの のの のの のの のの のの のの のの
周は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交社会福祉法人東京母子愛育会が設置事業報推出な法人東京母子愛育会が設置する東京母子愛育会保育園で、特別保持を表する東京母子愛育会保育園で、特別保護の大力において、個別の除土対応をしていないとにより、実施額に誤りが認められた。 2000日が最大なないことにより、実施額に誤りが認められた。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過大に交付されている。 2000日が過去に変付された。 2000日が過去に変付された。 2000日が過去に変付された過回に行うととかに、過大に交付される審査を適切に行うとり実績報告に対する審査を適切に行うとり表情報の確定に当たり、近人に対して補助金の返還を	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人干薬学園が設置するほ社を新選のち育児の職家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。。このため、令和3年度分で84万6,000円が過大に交付されてい。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された権助金を返還されたい。。	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 かしている。 かしている。 社会福祉法人多摩福社会が設置する 起保育圏で、特別保育事業等推進加算 のうち延長保育事業(2時間・3時間 延長)にないて、対象外の児童を加算 延長)にいたことにより、実績額に に、のが認められた。 誤りが認められた。 に、がは、実績報告を適切に行うとと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。 あは、補助金交付額の確定に当たり 実績報告に当たり 実績報告に当たりの 実績報告に当たりの返還を ともに、法人は、大は、大は、本人は一人 に、一人に対して、 を記し、 に、一人に対する審査を適切に行うとと ともに、法人は、大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、
① 過大に交付した補助金68万2,000円について、令和6年3月27日付けで法人から返還を受けた。【1-7】過去の補助金返選事例を事例集とた。【1-7】② 過去の補助金返選事例を50次年とめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 新規開設國への調査実施はもと、	① 過大に交付した補助金84万 6,000円について、令和6年3 月28日付けで法人から返還を受けた。【1-子】 た。【1-子】 2。過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日 に不施設に配布し、申請誤りを防ぐ 取税置契施した。 の 新規則護國への調査については前回 調査からの期間短額を行うなど、現 地調金の方針を強化した。 後、通誤申請が多い事例などを参考 に、補助制度に係る説則資料や様式 を改善し、令和6年2月2日に各施 設に配布した。【2-ウ】	① 過大に交付した補助金99万7,000円について、令和6年37,000円について、令和6年3月26日付けで法人から返還を受けた。【1-7】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設國への調査については前回調査からの期間短額を行うなど、規制調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や策式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】

22	21	20			
会福祉局 (社 会福祉法人	簡拍局(社 会額的法人 なぜの木 会) 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	会額を記して 会額を持入 会別 会別 フィックエ フィックエ			
マート の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	のののののののののののののののののののののののののののののののできません。 のののできません。 のののできません。 ののできをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをもをも	を発送し、 のののでは、 のでは、 のでは、			
同は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人飛翔会が設置するこば と保育園で、特別保育事業等推進加算 のうち延見保育事業 (零歳厄の延長保育)で対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが このため、令和3年度分でをとしていたとめ、令和3年度分でをとしていた。、他人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された適切に行うとともに、過大に交付された。 大人は、実績報告に当た方 間は、補助金交付額の確定に当たり 実績報告に当ける者者を適切に行うとともに、近大は、大に対して補助金の通过をといい。	周は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人なぜの木会が設置する社会福祉事業者の大会が設置する社会福祉加算のうち出産を迎える親の体験学習において、乗譲規保育を集施しておらず補助要件を満たさないことにより、実線額に誤りが認められた。大人は、実線報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 「のため、令和3年度分で57万円が過大に交付されている。法人は、実線報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。	周は、社会福祉法人等に対して、東 東都保育サービス推進事業補助金を交 付してが記述人ナギニの会が設置する 社会福祉法人ナギニの会が設置する 社会福祉法人ナギニの会が設置する 担保育」及び起保育事業(零歳児の起 展保育)及び起展保育事業(零歳児の超 展保育)及び起展保育事業(零歳児の超 を加算対象としていたことにより、実 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20ため、令和3年度分で2万 20たは、実績報告を適切に行うとと されたい。			
① 過大に交付した補助金5万77、000円について、合和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】9日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】9日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】3年とめ、令和5年10月18日に各施設に配布した。數規則跨國への調査支施はもと、教規則跨國への調査については前回調査からの期間短額を行うなど、規制調金の方針を強化した。 (新期間を指述した。 (新期間を指述した。 (新期間を指述した。 (新期間を指述した。 (本期間方統分前間で係る影問等が多い事例などを参考に、補助制度に係る影問資料や検武を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】	 ○ 過大に交付した補助金57万円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を対応。【1-ア法人から返還を対応。【2-ウ】 ② 過去の補助金を受けた。【1-ア】 ② 過去の補助金返達事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日にまとめ、令和5年10月18日に対策を実施した。 ③ 新規開設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、規地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、補助申請が多い事例などを参考に、有力6年2月2日に各施設に配着し、令和6年2月2日に各施設に配着し、令和6年2月2日に各施設に配着し、令和6年2月2日に各施設に配着し、令和6年2月2日に各施設に対する 	① 過大に交付した補助金2万 8,00円について、合和6年3 8,00円について、合和6年3 月19日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集とてまとの補助金返配布し、申請誤りを防ぐ、政裁國人の調査実施はもとより、既設國人の調査については前回、既設國人の調査については前回がありの期間額能と行うなど、規定調査から力がを強化した。次、規定調査の方針を強化した。次、規定調査がある場所を必要した。第月間が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料を機式を改善し、合和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】			

24	23
福祉局 (社	簡 首 首 首 首 首 首 首 首 首 首 首 首 首 i
マース (本語) (で)	マール (本語 のの の の の の の の の の の の の の の の の の か か の の か
周は、社会福祉法人等に対して、東 用記は、社会福祉法人双集の國が設置する双 対している。 付している。 付している。 付している。 大会福祉法人双集の國が設置する双 推会福祉法人双集の國が設置する。 社会福祉法人双集の國が設置する。 社会福祉法人双集の国が設置する。 社会福祉法人双集の国の 工むいてとにより、実行、において、と 大いで大学をの担電が出質が衰としていたことで、のであり、令和3年度分で135万 5000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと されてい。 法人は、実績報告を適切に行うとと されて、過大に交付された補助金を返還 このため、音和3年度分で135万 5000円が過大に交付されてい なり、は、表情報告を適切に行うとと されて、過大に対する審査を適切に行うと ともに、強人に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対して補助金の返還を 来のあられたい。	原は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス搭進事業補助金を交 在公司公司 在公司公司 中公司的 中公司的根保育國なりたにして、特別保育 事業等推進加算のうち等級に保育対策 事業等推進加算のうち等級に保育対策 対象児童の強人人数の算定を誤ったこ 実施でもいたことにより、実施において、 対象としていたことにより、実施領に 別の除去対応をしていない児童を加算 対象としていたことにより、実務領に 別の形式が応としていない児童を別の が表としていたでとにより、実務領に 別の形式が応えた。 別のの日本が過大に交付されてい が表して、過大に交付されてが が表して、過大に交付されてが が表して、過大に交付されて のだ、過大に交付されて があたた。 の日日が過大に存付されて が表に、進大な付益の確定に当たり 実務報告に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対して補助金の返還を よりのに、法人に対して補助金の返還を
① 過大に交付した補助金135万5,000円について、令和6年3月21日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】 た。【1-ア】 た。【1-ア】 でまとめ、命和5年10月18日に本施設に配布し、申請賦りを防ぐ取組を実施した。 新規開設園への調査に近いては前回調査からの期間短額を行うなど、現地調金の一分割を強化した。 大田・田田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	① 過大に交付した補助金27万 8、000円について、令和6年3 月21日付けで法人から返還を受けた。【1-7 た。【1-7 2) 過去の補助金返選事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に不進記者し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 要規盟國への調査については前回、期間がからの期間短縮を行うなど、現地調整の方針を強化した。 後、適勝申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善して合施表に配布した。4年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】

26	25
の アイイリ	福祉局(社会権) (社会権) (社会(社会) (社会(社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社
マース (多男)	
周は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人終業会が設置する颶田 社会福祉法人終業会が設置する颶田 みどり保育園で、特別保育事業等推進 の 5 つー時間かり事業・ご期利用 保育事業 (4 時間未前)でおいて、対 象外の児童を加算対象としていたこと などにより、実績額に誤りが認められ。 た。のため、令和3年度分で134万 8,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。 実績報告に対する審査を適切に行うと ま績報告に対する審査を適切に行うと ともに、法人に対して補助金の返還を でいる。 たい、法人に対して補助金の返還を	周は、社会福祉法人等に対して、真 京都保育サービス推進事業補助金を交 京都保育サービス推進事業補助金を交 社会福祉法人代々木場の会が設置す 社会福祉法人代々木場の会が設置す 社会福祉法人代々木場の会が設置す 基準等権能加麗のうち藤書児県育事 編集(その他・知的)において、施書店保育事 編集(その他・知的)において、施選に (6 編教に誤りが認められた。 このため、行政により、実 海額に誤りが認められた。 このため、6和3年度分で、岡本こ もかび保育園では 2 日 7 2 0 0 0 0 円、等々力保育園では 1 2 4 万 8、0 0 0 円、場の禁保育園では 3 0 5 日が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと もたに、過大に交付された補助金を返還 されたい。 に、過大に交付のでは、1 2 4 万 ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。 に、過大に交付の確定に当たり 実績報告に対する審査を適切に行うと ともに、強力ない。 のに対する審査を適切に行うと ともに、強力に対する審査を適切に行うと ともに、強力に対する審査を適切に行うと ともに、強力に対する審査を適切に行うと ともに、強力に対する審査を適切に行うと ともに、強力に対する審査を適切に行うと ともに、強力に対するをは、他別金の返還を
 ○ 過大に交付した補助金134万8,000円について、合和6年3月22日付けで法人から返還を受けた。【1-7] ○ 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、合和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ契組を実施した。 ○ 選先別報告の調査実施はもとより、既設國への調査が高はもとより、既設國への調査が行うなど、規制報からの期間短額を行うなど、規制調査が与の規間短額を行うなど、規制調査が与の規則的報酬を行うなど、規制調査が与の規則的報酬を行うなど、規制調査がよりの規則的である。「第5年間があり、事例などを参考に、補助制度が係る影響を表すに、補助制度が係る影響を表すに、補助制度が係る。「2-ウ」2日に各施設に配布した。【2-ウ】 	① 過大に交付した補助金436万円について、合和6年3月22日付けについて、合和6年3月22日付けたので表示が表示を受けた。(岡本これが保育園2828万2。000円、等々力保育園124万円 11-7 場の45年10月18日に11-2 場別開設園への調査については前口に対してまたが、合和6年10月18日に各施設に日本の一部がありたの場面を実施した。 新規開設園への調査については前口、開設園への調査については前口、開設園への調査については前口、地調査からの期間短縮を行うなど、現地調査がらの期間短縮を行うなど、現地調査が多の場例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、合和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】

27						
ア (回) カ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	田 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本					
2 アイウ エ	か の の の の の の の の の の の の の					
有明展示場は、東京2020大会の体操 競技場会展示場は、東京2020大会の体操 多許は、自信開設された展示場である。 会社は、自信用設された展示場である。 会社は、自信用設された展示場である。 は、令和5年1月末にしゅん工場。 は、令和5年1月末にしゅん工場。 は、令和5年1月末にしゅん工場。 関用及び令和4年度の維持管理費用を 質担している。 費用及び令和4年度の維持管理費用を 質性している。 費用及び令和4年度の維持管理費用を 質性している。 の過域に伴い、引き続き会社が使用 場の運営に伴い、引き続き会社が使用。 場の運営に伴い、引き続き会社が使用。 場の運営に伴い、引き続きを会社が使用。 は、令和5年度においても、展示 場の運営に伴い、引き続きを社がである。 は、中枢登録となるとしている。 以下、ものといる。 は、今和5年度においている。 は、今和5年度においている。 は、今和5年度においてが、 は、今和5年度においてが、 は、今和5年度においてが、 は、今和5年度においてが、 は、今和5年度においてが、 は、今年間には、引き続き会社があるとしている。 は、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で						
	指摘の発生原因は、会社が実施した時齢期の発生原因は、会社が実施した大野産工学の次維持管理において政等や行力解析するとの数数チェンか、不足していたによるものである。 日日1日6日本の数数チェンか、不足していたにはなるものである。 中国は、財産整験を完了し、会和6年7月1日付けでは大力を変更数を結結した。 一日1日6日本の大力を行うで、日本1日4日では大力を対した。 西江野は、田村けで超力の関連を支援した。 西江野は、同日付けで超力の関連を参照した。 西はけての通知を参照した。 部は、これらの通りが全にのにとのないまとする時にの通知を参照した。 部は、これらの通りが全にのは、一種・一般の対台では、一個大学、大力に、一個大学、大学、日本等が場合について確認し、ジステム、大学、日本等の場合、「日本等の関には複数やな付け事業の際には複数をよりにして、「日本の際には複数を合うこととした。「日本にあいて、「日本の際には複数をよりにあいて、「日本の際には複数・イントー					

		28		春
ア ② イ ウ H	1	生ポ)スジチ益東ポ事ル活一有・メー財武「業一を・メー財武」業一文明マントの間等ロロイ化局に来、た法スタの、ニー・な人、化	措置区:	対象局 (団体)
ア イ ウ ト	2	※簡製のバ サガアンリー て	区分	近章
		有用デニスの款公園デニス施設、東京体育館、東京鉄道館はそれぞれ大規、東京体育館、東京鉄道館はそれぞれ大規、東京体育館のでは、大田の大田を受し、一名 施設のエリディン・への大田の大田を一下で、一名 一下で、一名 一下で、一名 一下で、一名 一下で、一年 一大		監査結果の要約
	いるかについて確認を実施した。	東		講じた措置の概要

29				
フ イ カ H	生ポ(スジチ盆東ポ事ル活)有・メー財京一業一年・メー財京一業一文ツ明マンム団高ツ団つ、化局テネト、法ス文グ			
イ イ ウ り 日	外情いをめ放くにも風報り進歩を発り組り送を活も人外り進り必多分離用の本でなるで種中のでもてる言文権すのも七人語テめべ			
	一大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大			
	東東政権會選(は、指定衛連者は、金額 1月10日に自衛語の連議を実施を実施と、劉楽シナナシメを出席に自衛語の関係は、26日から28日末、右四十5クソス放送を行った。のでは、指尾衛年上25日の防災には、右四十50日の防災を対したを当時に、右四十5日の防災を対したを当時に、右四十5日の防災を対したを当時に、右四十5日の防災を対した。一日の防災においては、一日の防災においては、一日の防災においては、一日の防災においては、一日の防災においては、一日の防災においては、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災に、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の防災には、一日の海、大田の政の方に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の日に、一日の政の行、活の政の方に、一日の政の方に、一日の政の方に、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の対し、一日の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政の政			

	8					
7 1 1 0 H	部 倍 。					
7)敷具い末の要に安図の都地点で対応を性判全を管地点で対応性判金を管心能を断視では高く住のに修遵の目しまきをあいた。 を通っ降具と明まと表を記を指のに表える場員と期、をも					
	指述成立の金融を表現を関係を発展というなどのも、というなどのも、というなどのをは、自然のののののののののののののののののののののののののののののののののののの					
	A (回 (回) () () () () () () () ()					

32 22 32 Whatelean to the last of the last	12 12 12 12 12 12 12 12
海(ス) 法中興職と定金(水水) (大学教会) (大学教会) (大学教会) (大学会議会) (大学会議会) (大学会議会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会) (大学会会会会) (大学会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	展 ()
ア マ マ マ ス ス ス ス ス ス ス の の の の の の の の の の の の の	※
	公社は、都立産業貿易センター浜校 町面及でも実質のホームページ及び リロフメウトにおい、フロアメイド」 を掲載している。また、両館内には、 フロアメイドを記している。これの のフロアメイドを開発している。これの のフロアメイドについて見たところ、 のフロアメイドを開発した。ころ、 のフロアメイドについて見たところ、 は、たったのとなっていな、 イージー製売したものとなっていな、 イージー製作の実力を反映したものとなっていな、 スージ回鉄に、施設整備マニュース イージ回鉄に、施設整備マニュース のアウトグラムを反映した。 がのようながにクトグラムを反映した。 がのたなっていない。 がのたなっていない。 がのたなっていない。 があたれていない。 がおていない。 がおていない。 がおれていない。 がままれる。 のまれていない。 はまれる。 のまれていない。 はまれる。 のまれていない。 はまれる。 のまれていない。 はまれる。 のまな。 のまれる。 のまれる。 のまな。 のまれる。 のまな。 のまな。 のまれる。 のまな。 のまれる。 のまれ
情 名指定管理者は、局と協議の上、当 日本地元管理者は、局と協議の上、当 日本地などの急な小口料金の収納に対 日 日本の 50 日本 4月10日及び 50 日年9月25日にオャッシュレス済 50 全偏次導入した。【1-エ】 本件の発生原因は、各指定管理者に おいて、事業計画書記載事項(キャッシュレス)にいての検討が後倒しに かっていたためであるの協議を窓に図り、計画的な事業計画の実施を行ってし、い、画面的な事業計画の実施を行ってし、い、計画的な事業計画の実施を行ってし、い、計画的な事業計画の実施を治療機した事業計画書の実施状況を確認していく。【2-ウ】 施状況を確認していく。【2-ウ】	か 公社は、都立産業貿易センター浜校 即 国人では、都立産業貿易センター浜校 即 国人でも実施のホームページ及び また、天空 東部 11月に表示した。 11-4 和 5年11月に表示した。 11-4 和 5年11月に表示した。 11-4 和 5年11月に表示した。 4年中の発生原因は、局及び公社におい、共作の発生原因は、局及び公社においいのなからかる。 20-4 中 5月 大空 5年12 大学 5年12

ウ

y Ţ Н 33

建設局

7 4

7 4 Н

イフ・スリングン (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2									
	35				34			番号	l _
1	5 総 適		ア イ カ エ		*		措值	対象(対象(〔令和6年定例監査〕
2	の 表の 単語 田子 と で 変 を 単語 日本 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で		7 7 7 9 9 1		別した上で適日な区分で必届すべ	廃棄物を分	措置区分	事項	[例監査]
	大学年新田消毒型及び消毒シートのうち 佐原田期限切れのものについて、全て 行	総合防災部は、一時滞在施設に配備	区ガ く 29年で40/~~。	フーン学、大製スアンドを開出のことが、 の区分して通信が製庫の行の範しているに たかの、銀の甲子である銀くずや一般、 展業物として別に処理することは可能 を 成業物でなって別に処理することは可能 を であった。 銀江、展業物を分別した上で適正なと ではご題ませった。	しかしながら、官公庁から排出される。 る無人ずは産業廃業者に繋出しないた。 が、 本年の無人ずは年工一般廃棄物に カッカ・カー かんり、 こかる産業廃棄物と して処理 ケーケンには適日でない。 したことは適日でない。 つまずは、アード・オコのトートを書かれ、派の事子、カモット	総合の次部は、の次フック・東京の次 線をリニューアル・原築するに に 解をリニューアル・原築するに にととなった日版等については、乗の曲 行ととなった日版等については、乗の曲 行とを無プラスチック類、保管のための 大型パレットを木くずとして、仕楽曲 を ボカンぞれの想定量を記載し、全てを 顕 紫原薬物として処分を奏託してい エエス ない ない ない に いい エース ない ない ない に いい エース ない に を いい に いい に ない に いい に ない に いい に ない に いい に は ない に いい に は いい に ない に な	A A Milestration of the Latest Control of th	監査結果の要約	
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	総合防災部では、令和6年8月1日		11つに。12一上 契約を所管する総務部は、合和6年 9月6日付通知文により、当該指摘事 例及び今後の廃棄物処理契約における 留意点(適正な分別や適正な精算な ど)について、局内へ周知した。	た 委託処理ガイドブック」を参照し廃棄 だ 物の区分や委託の客を確認すること、 こ 加えて、今後前例のない品目の処分を 理 行う場合など判断に送う場合には、壊 規局に確認を行う等、適正な処理を被 原するよう、再発防止の注意喚起を	総合の次部では、令和6年8月1日に、適用な廃棄物の理契約の締結・独介に向け、部内職員へメールで周知を行った。 メートの配布資料内にて「産業廃棄物処理契約における注意」として、現地面資源循環推進額のボンセ参考に、活地級のモデル仕様書などを参考に、手部を進めるエア、「産業廃棄業物属に		講じた措置の概要	

37	86			
サイン 一	世 第 日 日 日 日			
イを確定し受件信が ののではなればなるのの なのに移住にあるのの なのに表現のもも適め でした。 なのでは、 なのでは、 なのでは、 なのでは、 なのでは、 なのでは、 なので、 、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 なので、 、	上地域の用波 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			
工業経験である時期によれば、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うとは、建築物等の解体等の解体等の作業を行うとは、建築物では、からいら、石器等の原料の有したが、ためらったとなり、一方により石器等の有無が明らかとならに対はならない。当該規定は、今和2年(10月1日に指行されて、一年労働者が古代にとから、日期1日に指行されて、今和1日以降の契約において分析調査を実施が明め、石器の有無について過費を持つの規模が、大部の有無について調査を対し、分析調査の有無について調査を対し、が開業を必ず、大・に分析調査の有無について調査を対し、一件業・10月1日に指行されておらず、結び、大・10月1日に指行されており、10月1日に対し、対・10月1日に指行されているが、大・10月1日に指行されて、一時期を必ず、大・10月1日に対し、一時期では、一日であるの教育に、大・10月1日に対して、10月1日に対しが対して、10月1日に対しが対しに対しが対しが対しが対しが対対が対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対	国定資産税等の課税においては、地 方務法により、住宅用家屋の敷地、そ の敷地と一体となる自家用駐車場等は に在日地上、業務用家屋の敷地、そ に在日地上、業務用家屋の敷地、そ に対しため、住宅用地一、業務用家屋の敷地、を おわため、住宅用地一、業務用家屋の敷地、を 地は、課稅額の基礎となる額が軽減さ ためため、一筆の土地に複数の利用状 でいて、配件計場場らかり、地域住宅用 競行し税の自強に応じた認定を行うことと るの。 報相当分を「小規模住宅用地」として 一部の土地のの動当には、別日かがあ を が、るに、のは自治を解滅していたが、野 田のものであり、「小規模住宅用地」として、 ににて認定する物の製造に合いた。野 田のものであり、「小規模住宅用地」として、 にの結果、固定資産税等が1万 4、310円の課税不足となってい 野は、土地の用途の認定を適正に行 われたい。			
を 総務銀江、今後安全性を担保するため、庁舎維華之等の工事における適正 力推議事の令政に向けて、法令等改正 を して、関係局等へも確認していくことと して、関係局等へも確認していくことと して、関係局等へも確認していくことと して、場合には、各事務の改正が、 の知していく。 会和していく。 会和していく。 会和の表正が、 会和の表正が、 会和の表正が、 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和の表面を 会和した。 を 工事後所に対して、 当該規則の表面内容に加 を 工事を有成者を の表では、後春年の仕機事を作成する の には、送券等の工事を作成する の には、送券等の工事を作成する の には、送券等の工事を作成する の には、送券等との一機事を作成する の には、送券等との一機事を作成する の には、送券等との一機事を作成する の には、送券等との一機事を作成する の には、送券等との一機事を作成する	世 渋谷都税事務所は、当該土地に係る 作 用途の認定を一部非住宅用地へと修正 井 にに基 少方稅的第417条第1項の規 井 にに基 少方稅的第417条第1項の規 井 にに基 少方稅的第417条第1項の規 井 にに基 少方稅的第417条第1項の規 片 合和6年4月30日に価格修正、同年 2011年1月30日に価格修正、同年 2011年1月30日に個格修正、同年 2011年1月30日に個格修正、同年 2011年2月2日)及び各都稅事 (令和6年4月19日)及び各都稅事 (令和6年4月19日)及び各都稅事 (13日まで)において本年の周知及び 日 日 足び同年8月19日から同年9月 21日本で)において本年の周知及び 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			

	88			
7	都市整備局			
7	過過			
H (O	(原介別の)原中 数率 い			
∠ ○ ⊅	建議保発いポイ更適で築化る事で一ト新団を動きまた。 物化量素(みをにも物理を表し、の進及に耐ル情値行の			
O H	からず寒 プランエリの進及に耐ル情適行の			
り一層の普及啓発を図る必要がある。 部は、耐震ボータルサイトの情報更 新を適時適切に行われたい。	・ 「			
	一 市街海路連議に、			

39 都市整備局

進齢に啓つ急治の等制情適べ継継帳は発売の発売に動力の発生の基準に対して実験を記しまれて活動ではおいるとは、実験を観点を担けるのでは、緊路物を資名をうの世界をあるといいない。

ていない

本制度のリーフレット等の印刷物

形 区市町村のホームページへの「東京部 闘劇ボータルサイト」のリンク貼付依 副機 ボータルサイト」のリンク貼付依 (一) 銀を行った、令和6年7月上旬に本 制度の実施金融機関を訪問し、本制度 (1) 年代 の第4次に関する政組を 校類した。 (1) 1年1 日本 (1) 大海底の浴生原因は、市中金利が低い 大海点の浴生原因は、市中金利が低い 大海点の浴生原因は、市中金利が低い 大海点の浴生原因は、市中金利が低い 大地大の高端であったこともあり、 (2) 大学したも満慮が分音な場の活用を定すため、 (1) 大学したしている なうったことである。 (2) 大学したしている (4) 1年1 日本 (1) 1年1

市街地建築部は、緊急輸送道路沿道 の徳物所有者の耐震収修費用の負担を発 経験するため、耐震改修等支援融資制 た 度を設けている。本制度は、緊急輸送 道路沿道の建物所有者が、耐震診断、 計順設修、 維替く又は除却に要する費 ト 田について、 板板金融機関が定める通 第 着利率より 振い力率な 、 3億円までの ル 融資を受けることができるものであ 市街地建築部は、本制度に係る情報 発信について、以下のとおり実施し 、

深 のについて、リーフレットの情報が ウレンス 「東江新聞編末」 タルサイ リッちの野に た。 今和6年9月に 第一ツ・サイトに掲載するなどした。 ②について、 令知6年6月28日 パーガンローや「東京部最終にと、 令和6年5月31日に 野産した区十四村との公職において、 令知6年5月31日に 野産サイト」に掲載したシーム、「シーツーンの「東京都」 東京ア・マ・サイト」のリンク昭台校

そこで、部における本制度に係る情報発信について見たところ、監査日現は、次のとおり、適切でない状況が認

40 都市整備局 Ą Н

り、適正でない。
所は、事業用地維持委託における発展に係る処理について、受託者に適宜な履行を求めるとともは、指示及適度行状況の確認を適時適切に行うことにより、適正な執行を図られたい。

第一市街地整備事務所は、臨締部開発土地区画整理事業を実施しており、 事業用地維持について、委託により実施している。

事業用地維持委託において発生材処理が適正に執行されていなかった原因は以下のとおりである。 ー作業が原b ボバアニ

	41			
7 1 7 ±	蒋 市			
ア イ り り 日	家畜る手にも最大総行の事を紹介の事を発行して事を発行している。 「はおいなって」、「「「「「」」、「「「」」、「「」、「「「」、「」、「」、「」、「」、「」、			
	本			
	田田 他 本			

	42		
ガ イ イ で り			
H 7 7 7 9 H)撥うるに業状た手ベ子と事奏つ務に契続されて手が育りまれいのに紹名をもでき、薬肚いのに紹をもててき、薬店は一般に保存の応は保紹(行じ更う		
スメーカルで 11 4フォット・。	中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、		
	本語館の発生原因は、履行状況の確認を行うにの、成づれるの。 本のななの。 地域では、一年代のなる。 地域では、一年代のなる。 地域では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年		

23

T	
45	44
イン 人 1 日	簡単元
びに約に見援利業約をも をお該つ直事用に変行のの 証けし、発展は必要しての数での対象を手に、発展を手に、選択を手に、発展を手に対象を手が、対象を手が、対象を手が発表に、対象を手数線を	び扱うるに仕め受務事果せの 子と事委の様に託の後をなってとまれて、主事をを提出にあるとなる。 育り業託に事題者更被無人 できに繋してのでに額証告を 応よば係利、定を業を指さる。
# 神 神 神 市 市	一
機様、公司の信息、日の部課表、公司の信息、 ・ 公司の信息、	東線報告書は、令和6年6月10日 京八新報問書名は、令和6年6月10日 (17記・6年17月、報報問子名目報で分を追 (17記・6年17月、報報日本次とを追 (17記・6年17月、報報日本次とを追 (17記・6年17月、報報日本次とを追 (17記・6年17月、報報日本次とを追 (17日・6年17月、再提日をさせた。 (17日・6年17月、再提日をさせた。 (17日・6年17月、再提日をさせた。 (17日・6年17月、再提日をさせた。 (17日・17日・17日 (17日・17日 (17日 (17日 (17日 (17日 (17日 (17日 (17日 (

47	46					
イ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福祉局 1 フィウェ					
で総に介ス国支係更う表が変の襲撃と選及の関係とのの関係と手の関係を手が起る手が配が、として、「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」として、「「「「「「「「「「「」」」」として、「「「「「「「」」」というというのだった。「「」「「「「「」」」というという。「「」「「「「」」」というに変がらる。」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というにある。「「」」というには、「」」というには、「」というには、「」」」というには、「」」」といいは、「」」といいは、「」」というには、「」」というには、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といるは、「」」といる、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいは、「」」といるは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいるは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」」といいるは、「」、「」、「」」といいは、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	ストールのに対し、主教経費を表するである。 と称に医児スン・事教統をもを証ける実施を合いいの間、制に変行の政の手でを手でを予めている。 とり とき 単二 東田 海田 ち手 ベー 東田 細ち手 ベー 東田 細ち手 ベース 自 ・					
一	中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中					
の	商会にて、監査結果及び指摘を踏まえた。 一個 会家の留資点について記別し、各課担 当当れる周辺のよう注意吸留資点について認別日、名課担 (2 = 1) (2 = 1) (2 = 1) (2 = 1) (3 = 1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)					

	48
ア イ ウ エ	福祉 局
: ア イ ヴ 〇 H	東関中で周東東の引き、東京の大学の開議を入り、 大学のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般では、「本のでは、「本のでは、「ままれ」。 「まままれ」。 「ままままま」。 「ままままままままままままままままままままままままままま
ターの開設に係る購入備品等の変更を 適切に行われたい。	海域の成場を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	1 会にて、配面的型の表表表表的的形式。

	49			
7 7 1	簡化。			
7 7 0 9 H	を託された を記された でのの である ので でいた で で で で で で で で で で の で の の の の の の の			
	神でおける疾託契約では、標準契約 要な治なが、「疾託業務のの筋又は土 要な治な治かへ、「疾託業務のの筋又は土 となわり、となわり、これに、あらかにの のでおれるなから、ただし、あらかにの のではいる、実力に、あらいにの が神において、大いのに、、あらいに、 の関切 ではないる、大いの、これに、この限り ではないない。はらし、これの のではないない。はらし、これの のではないない。はらし、これの のではないない。はらしている。 の間膜やかけている。まらに、標準独 での題類ないない。」としている。 の間ではないない。」としている。 のでは異数のない。」としている。 のでは異数でない。」としている。 中国である日本 のでは異ないない、標準を入に変託し、 中国であるにないて、、標準を入に変形し、 にないる、上規のもまたのもまた。 を表記の事実が認めないる。 は、なの事実が認めてあるな解処 にないないる、手機でないるを確認 にないないで、単数によいるを を表記の表記を にないないない。」としている。 のでは異ないるのでは、ではない。 は、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないない。 は、ないないない。 が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			
	指摘の発生原因は、再換託手続に対 大人の影響・大足により、書面での乗続を表した。 中級の対象の大力にとなめ、治して、 中級の大め、治して、 中級の大め、治して、 中級の大め、治は、 一型を持った。 中級の大め、治は、 一型を持った。 中級の大め、治は、 一型を持った。 中級の大め、治は、 一型を持った。 中級の大力、 一型を開始を行った。 生命に入り、 一型を行った。 中級の一型を行った。 中級に、 一型を行った。 中級の一型を行った。 中級の一型を行った。 中級の一型を行った。 中級の一型を行った。 中級の大力に通知するとともに、 市場を引力に関い、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力に対して、 中級の大力の 一型、 中級の大力の 一型、 中域の 一型の大力に対して、 中域の大力に対して、 中域の大力に対して、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 中域の大力の大力を、 一型の大力を、 中域の大力の大力を、 「一型、 中域の大力の大力、 中域の大力の大力、 「一型、 中域の大力の大力、 「一型、 中域の大力の大力、 「一型、 中域の大力の大力、 「一型、 中域、 一型、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域、 中域			

50			
7 / 7 ±	益 学 可		
7 7 7 7 7 0 H	育上統強ベ金をを切ぎ 金をを切ぎ 前支適にも 徳出正行のに手・う		
	「		
	本文でを参加権指揮の関係を受け、 とこのををを受け、 関係性のを受け、 といのををした。 なりのを、 とりをといるを表して、 ののの、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とりをもので、 とり、 ないとんとは、 として、 として、 として、 として、 として、 として、 として、 として		

	57				51
	杂磨医素思	0	アイウエ	1	宋 隨 原療 河
7 7 7 0 7 0 H	支適と受しとる圏ベ払正と託てな金をき払正と託しな金をきまにも過つの額まら 連つの額まら 続行にに払ての求のをう、対いい返す	0	アイウエ	2) 修つ護資管マを新の看字い師金璽三種子が師金剛三種子の師金剛三種子の記入記念(衛衛代)に対師金(を権保入に対発に着を権容したと
The Action Community Com	口治等し に生基指る者を車 手提5、、は数ら たし 内求っ、過 ァ				展集政策部は、第内の希護職員の確保等等を図ることを目的として、看護師 年等等を図ることを目的として、看護師 年等等を図ることを目的として、看護師 事務等等資金制度を設け、結果部内で看護業成 東大野衛年上でいる。 東大野衛年上でいる。 東大野衛衛年上でいる。 東大野衛衛帝理レーニュアルによれ、 本田のターニュアルを作成することを表した。 選出、各男衛部署において、各債権の管理、人ののれている。 第1、各男衛部署において、各債権の管理、人ののれている。 第1、各男衛部署に戻るマニュアルは平成 21年4月1日から更新されていな。 21年4月1日から更新されていな。 21年3月1日から更新なれていな。 21年3月1日から更新なれていない。 21年3月1日から東大野衛衛軍のでない。 第21年3月1日が、本マニュアルに対策の 第21年3月1日が、大野衛衛の 第21年3月1日が、大野の大野の大野の 第21年3月1日が、大野の大野の大野の 第21年3月1日が、大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大野の大
	東 代		いて囚浴点骸を行っよっ、各部・貯への洋台嘱吏を行くた 【2-1】	マニュアルについて、各所管部署において、そのではなった。	図療政策別は、「希護部準修学資の債権管理に係るマニュアト」につ、半校21年4月1日以降の同じの民にを反映させるともに、現代21日を反映させるともに、現代記載する社のとものに、現代記載するともに、現代記載するともに、現代記載するともに、現代の政権管理になる。「1 エファーマルとのとは、「海域部管理に対していたことや、現保部舗の選出に、「海域部では、「海域部では、「海域部では、「海域部では、「海域部では、「海域部では、「海域部で、「東域部で、「東域部で、「東域部で、「東域部は、「大いたものマニュアル」で、ための方があることは、現代に、「東域に、「大いたものマニュアル」で、大いためのマニュアル更新の大いたものマニュアル更新の方に、「大いの大い、「今後に、大い、「海域を受け、原にで、大いたい、「海域を受け、原に、「東線に即した政権の対応やのよい、「海域を受け、原に、「東線に即した、大いたが、「海域を受け、原に、「海域を受け、原に、「東線に即した政権の対応やのよい、「東線に即した政権の対応をいる」、「東線に即した政権の対応をいる」と、「東線に対し、大いた」が、「海域を受け、原に、「海域を受け、原に、「東域に関い、「東域に関い、「東域に関い、「東域に関い、「東域に関い、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域をの対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域に対し、「東域を、「東域を、「東域を、「東域を、「東域を、「東域を、「東域を、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、「東域、」」、「東域、東域、「東域、」」、「東域、東域、「東域、」」、「東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東域、東

57 44	53
中央 場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	産業労働局 1 7 イ ウ エ
無額的ます スペート 日田になべ、 中田になく 学学会による 日本の できまれる りゅう できまれる の観光にの 田本郎 でいる	がフ売いたに圧縮性験を とは真実を使った記載を使った記載を使った記載を使った記載を使った問題を使ったのととと、と、と、を表生に、といって類が表現で検練でいる。 と、対し、関連を記述して、対し、関連を記述し、、記述し、関連を記述し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
・	中央・技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
の の	指摘の発生原因は、管理基準に定め 一 る検査事項の認識に誤りがあったため 高年齢者校からホテル・レストラン サービス科を引き継いだ中央・城北職 業能力する業務用台連治蔵庫についた に、疾力明るでいる。 経過和文により、定められた事項を網羅 間内与機機備記録簿を適正に作成及び記 り、定められた事項を網羅 地方の複整備記録の作成を行うよう、 に 2 - エ 1 計 部内の事業所に対し周知した。 1 2 - エ 1 計 の 1 2 日 付 2 日 付 2 日 付 2 日 付 3 日 付 2 日 付 3 日 付 2 日 付 2 日 付 2 日 付 2 日 1 日 付 2 日 付 2 日 1 日 1 日 付 2 日 付 2 日 1 日 1 日 付 2 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日

56	55
大	中央卸売市 場 切 で 1 1 0 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 9 1 9 1 9
び決裂つ備い仕名体変製行の 体開売的が表現しているでは、 作用市に変くには必をと上にで換く 日日年更(に要定も日伴更)と 及のうに撃つなめにのうをも	 び決契つ関定更清件基数ペケ水間に関係したにと機等の更を市に変やい市にと機等の更を日午に変えての日件は未来をあるのりに休扱をたのに紹うるのうに休決変たのに約らる
世別の	世野市場は、毎年9月頃に翌年の休 開市日が決定されるため、毎年4月 に、翌年1月から3月までについては 理計日を起こして、各種委託の作業日 場は、令和6年の休開市日が決定さ 場は、令和6年の休開市日が決定さ おた際、清掃委託契約の作業日数が想 だより3日間数少したことから、契約 により3日間数少したことから、契約 に大り3日間数少したことから、契約 に大り3日間数少したことがら、契約 に大り3日間数少したことがら、契約 に大り3日間数少したことがら、契約 に大り3日間数少したことから、契約 に大り3日間数少したことから、契約 に大り3日間数少しまとして、こ を存在っておらず、適正でない。 地に大田が発生することとなる。 場に、外囲市日の決定に伴い必更と が変更を行われたい。
(でついて、株開市田の決権に乗い、現代の)、 (でついて、株開市田の決権に伴い、 見中省が5人業務が5人業務が5人業のででい、 210万5,963円回減少にでいる。 (11-ア) (の、 210万5,963円回渡ででで、 11-ア) (の、 210万5,963円回渡でで、 11-ア) (の、 210万5,963円回渡のでで、 11-ア) (の、 20円が高いにより、株開市田の (対でにより、株開市田の (対でに対し、	来 豊洲市場は、豊洲市場業務施設清掃 教託契約について、休期市日の決定には 年い、清華作業の日数が3月間減少し日 たことから、今和6年2月に契約変更 十続を行い、219万5,124円の は 管理部は、存場に対し、今和6年8 簡 第130日付通知文により、休開市日の 130日付通知文により、休開市日の 15年数が変更を行うことなった場合は、適正な 実日数が変更をなった場合は、適正な 契約変更を行うことなった場合は、適正な 契約変更を行うことなった場合は、適正な 契約変更を行うことなった場合は、 アル数が変更を行うことなった場合は、 アル数が変更を行うことなった場合は、 でいる時間に対して、 アルカーの 発防上の政組の関知を図った。 し 東日数が変更を行うことなった場合は、 一般的企業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

58	57
グ	中央 毎 毎 一 フ イ ウ エ
「所の維保約の」所管のに数つ当なをら指す事等向格のの心理にの機能を発した機能受罪では、た皮離受罪以に同様性して設力に対策をに施り全に注き。 2 → ● おお等修価事 (事け川管単つ工必対る者監も 務けのに契に 務名を専理価いに要集よを督の	大トト理金保銀方の 製産事のの単注ペイン。 、実業課長のを含さらなされた設定さらられた設定さらのの担に報信ののの記述に対しているといるとに対しているののとと
(1) 本語・	北戸立市場及び性田谷市場では、各場の事業対争が最大が国土の筋炭・高風大の筋炭・石風光のの発生するものの産業をのが大き国なり、それで1の発生するが投煙を使の15%相当額を負担して、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のの経費をして、20%のでは、20%ので
当 談案務に係る規則等の規場での適 計 用について、各担当の強認が不十分であった。 大・多種 西河川維神 野門は、令和6年 夢 西河川維神 サスク1 (単年 契約) その の 当 が が かった。	を 指摘の発生原因は、負担金の算定に 関い、

60	59
建設 局	建設 局
 所を維係約つ國所総設管単種にも	である。 「所名のでは、 を記述して、 を記述し、 を記述して、 を記述して、 を記述して を記述し、 を記述し、 を記述して を記述して を記述し、 を記述
四部部公園環語事務所は、事務所模及 の推定の題園園の面機等的等級、 衛生の題園内の確築物の総排来、 一大めため、2年の単価な技能に維持管理 上、100円、100円、100円、100円、100円、100円、100円、100	一次の報告の報告を表現に、常内市川等、計画を表現に、電内市川川の語等等を異なり、、
及 描当者 (機械) の他職種 (建築) の 他 報	出 出当者の業務知識が不足しており、

	61
ア イ ウ エ	建 設 词
2 7 / 7 ±	著へ確よ締も作の戻う結の権債で設す、権債で設す、権債で設すの属されて認いに変われるよう
	の
	全の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金

	53
ア イ ウ エ	進設局
フ イ ウ 田	労生づり产店 働規グリリ関に存の 後見ベリリ関になってはない。 安国にない、 全にイト主しな認っ、 衛生にオト主に、東で適を予
	指摘の原因として、担当者の労働政 全額年期に関する知識が不足してお のチェンを検査拡減を変の記録保存は不要 のチェンタ体制が不足していた。 エ木技術支援、人材育成セント。 東大・高実な高級が、人材育成セント。 東大・高実な高級が、人材育成セント。 東大・会和6年8月20日開催の課 が、会力を行ったといて、成めて同規則の課り周 が正に記録し、課内で複数中とだめ変更を行っ が正に記録し、課内で複数中とだめ海童を実施 が正に記録し、保存管理することとし 、地域に対し、通転技能とともに致めて自己ない。 、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対しまれて、地域に対しまれて、地域に対して、がは対して、地域に対し、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対域に対域に対して、地域に対して、地域に対して、地域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域

	64
7 7 7	孫 河 回
日 フ イ ウ () 日	橋へ処使びに前の切きのの人処使にもののに対しばればられていび認には、現代は終りに対しならの成性になる方で、まなな方で事をうしないる文法事後週ペ
	(本)
	大 指指

	65
7 7 1 1	東京消防庁
7 7 7 7 9 1	※ ※ 人人の の物 が 意 取り いん の の を 利 を を を を を と で の ま は な な に の 見 が 保 に の 別 が 保 に に の ま に と に と に と に と に と に と に と に と に と に
こうした状況にあっては、同時期に 複数の参考見積書を徴取するなど、的 複数の参考見積書を徴取するなど、的 確な市場価格の調査を行い、より適切 で効率的な起工・積算を行うことが望 ましい。 よって、契約担当部署である総務部 よって、契約担当部署である総務部 はから、契約担当部署である総務部 したった。 本号見積書徴取業者の情報提供の 仕方を見直すとともに、各部が、主体 た方を見直すとともに、各部が、主体 的かつ効率的に市場価格を反映した起 エ・積算が行えるよう、指導・助言す ることが望まれる。	東京の参助の画の面人式等教院の海野にの方の心理を表別の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的の音楽的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的音樂的
	 第 浴路 後期 東 連 東 連 東 連 東 美

31	令和6年12月19日

67	66
<u>プイ</u> 1 <u>プイウェ</u>	交通 フィゥエ
イ イ イ イ 本 乗 大 八 大 で で で の で で の で の の の の の の の の の の の の の	石室資金適番ベ発に格能になる。 外側にはなってなる。 クののではないののである。 とのではないないのである。 とのではないないできない。 とのではないないできない。 とのではないないできない。 とのではないないできない。 とのではないないできない。
田	工業経験である時期によれば、事業者は、建築物等の解体等の存体等の作業を行うとされ、基準物等の解体等の存体等の作業を行うとされ、あらかにめ、石器等の質問の自然をいたしたのである。 一般によって経験の有無が明らかとならのである方質を表に、原生労働者が合って、一般により、一般によって、一般によって、一般によって、一般によって、一般により、一般により、一般により、一般により、一般により、一般により、一般により、一般により、一般により、一般
世面高電気部は、令和6年6月19日 日面高電気部は、令和6年6月19日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全

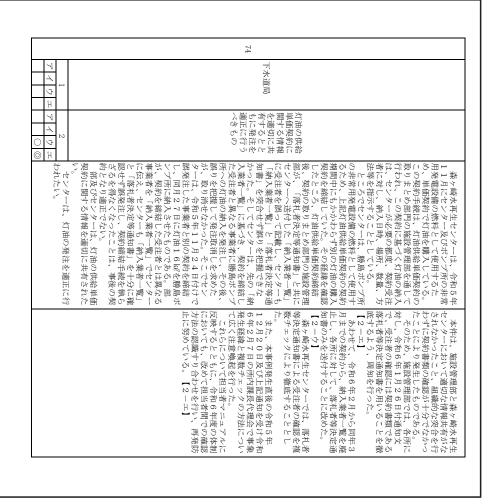
			68
0	アイゥェ	1	·
0	・アイゥゖ	2	非には を という と と に の と の た の の の の の の の の の の の の の の の の
		州を適用に行われたい。	開軸 語彙 法
			新 15日本画検修場は、令和6年4月 17日本の代の共和国の強光確の 175日本の代の非常用照明の強光確認 27日本の大力に、異常を発力 17日本の大力に、現常を発力 27日本の大力により、 17日本の大力により、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力を指示した。 17日本の大力に、 17日本の大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に、 17日本の大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大力に大

	69
© 7 1 1 H	本 画
7 7 7 7 9 0 H	瀬保理行うスを添われるでいる。 推構ながれなもを指するようもを表しているとに、一般を正文と組とと、これを組のにないました。
	(でしているのでは、
	 ・ 大い人を、 を を と と と と と と と と と と と と と と と と と

	70
◎ 7 7 1 H	水 道局
7 7 7 0 7 0 1	汚の正水講にも水菓に造来に値表にの排業に値をなり、まままでの出るない。 田をかい金適で「田園でいて」を
	は、
	中 別は、過大調求分について、令和6年2月7日及び同月8日に過付処理を

	72			
	アイウエ	1	下水道局	
0	アイウ	2	維維を取るのののでは、現場を表現のには、現場を表現でいるののをといっては、現場を発表して、任任に行い、は、経過では、経過では、発展を関係を表現に対し、	
			田 国 文の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	

	73
7 7 7 H	下水道周
7 1 2 ○ 7 ○ H	下設置職の光の登録がある人のとなるであるな人のを入るを入るを入りを入りを入りを入りを発送引いたときとなっても
	西部第一下大道事務所では、下木管 本年
	解 本年は、防夷装置の右庫管理及び適度 切な購入方法の周知が不十分であった。「ドニと、必要数量、必要時週に関するドニとの要数量、必要時週に関するとより多年にたらのである。から、1 にの 数



76	75
フィー 〇 イ	下水道同 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
◎ Y	ス
内閣所で店めた「大規模勘震の発生」に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に伴う帰宅困難者が策のガイドライン、共産に対した。	文学、
世 - 超立学校教育部は、令和6年9月3 6年末に人生だり1日30×3日分、	本年は、時間評価組織で適切な在開 近年が別の使用状況に関して部の鑑 が不十分だったものである。 が不十分だったものである。 が不十分だったものである。 地域田や追加するとともに、用にもの 相共状況について、課長代理が高とから でいへいへ。 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

[令和5年度各会計歲入歲出決算審查]

79	78	77	番号
サービスル 1 1 1 1 1 1 1 1 1	デジタル サービス扇 フィクェ	デジタル サービス扇 1 フィケェ	対象局 (団体)
債権が計上 湯むとなっ ているもの 2 2 7 イ ウ エ	物品が登載 漏れとなっ ているもの フィ ゥ ェ	参 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	局 事項(x) 事項措置区分
(廣権1億7,766万1の次の) 日006,170万の方式を表別	物品4点(集中プース2点ほか2 点)が登載漏れとなっている。	物品2点(ロッカー)が過大に登載されている。	監査結果の要約
動通知書を会計管理者へ提出し、修正 手線を行った。【1 ー ウ】 東京都会計等残規則第94条第1項 の各規定の理解不足と対象の財産を編 れな人補起するための業務フローが確 を規定に関って業務を遂行するととも が、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他局の業務フローを作成し、起案時 に、他用の業務フローを作成し、起案時 に、他用の業務フローを作成し、起案時 に、他用の業務フローを付成し、起案時 に、他用の業務の工場会をするなど も、年度末には各部に照会をするなど 確実で全件捕捉するための仕組みを 作った。 これらの内容を令和6年10月25 日の準備契約の説明会で局内に周知し た。【2 ー ウ】	整載漏れとなっていた物品4点(集中プース2点ほか2点)について、令和6年5月30月に、物品管理システルで整験した。(1 - イ)物品整験フローを作成し、複数サエックを行うとして過不足なく登録を行えるようにした。これらの内容を令和6年10月25日の準備契約の説明会で同内に周知した。【2-ウ】	(ロッカー)について、合和6年8月30日に、物品管理システムから削除した。【1 - 4】 30日に、物品管理システムから削除した。【1 - 4】 物品登録フローを作成し、複数 物品登録フローを作成したで、 物品の一さには安別で一式管理とせず、物品の一さに対すること、判断に因る事例が発生したら、適宜会計管理局の判断を何くようにすることにより、過不足なく登録を行えることにより、過不足なく登録を行えることにより、過不足なく登録を行えるこれらの内容を令和6年10月25日の準備契約の説明会で局内に周知した。【2 - ウ】	講じた措置の概要

	18		80			
7 7 7 1 1	密 在 市 市 政 領 本	フィゥ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	港市際			
7 1 2 0 4 H	調取がいるなが、人間をおり、日本人のなどのなど、人人をなった。 のならいといい。 のない、これのは、 のない、これのは、 のない、これでは、 のない、これでは、 のない、これでは、 のない、これでは、 のない、これでは、 のない、これでは、 のは、 では、 のは、 では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	2 7 / 5 ±	債権が過大 門上となっ ているもの			
	(款)使用料及手数料(項)使用料及手数料(項)使用料(日)住宅使用料において、調定額及び収入未済額が各8万500円過小に計上されている。		債権31万921円 (財産貸付金) が過大に計上されている。			
	本 指摘事項の発生原因は、小笠原住宅 (本) 作用用海事項の発生原因は、小笠原住宅 (本) 表別東水の際以事務を行っている総務 同一 オる決算基準において教行委在予算に関ーメンルの構造が行われたかったことにより、 通田 (本) が大力 (大) が、 大型 (大) が、 (大) が		令和6年10月31日に、債権増減 異動通知書を会計管理者へ提出し、修 正非線を行った。【1-ウ】 原則前納である貸付料について、決 原則前納である貸付料について、決 算年度に調定したものの、納付期限を 翌年度に認定するという事例が関係す る担当がかいなた、事務処理が法のノウ へつがなかったことが原因である。 そのため、市街地整備部は、今回の 指衡事項の経緯等をまとめた書面を作 成し、部内関係者と情報共存を行うこ とで再発防止を図った。【2-エ】			

88	
前 (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	
T	
単上されている。	一般会計(教)国庫支出金(項)国 庫負担金(目)福祉保健費国庫負担金 において、調定額及び収入未済額が各 185億7.369万957円満大に
 行のを整合をを発に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	過大に計上されていた調定額及び収入未済額185億7、369万957 円について、令和6年7月25日に、 甲統会計システムにより更正処理を

84	
福	
マート	
8 4 4 円適大に計上さ	一般会計(款)諸収入(項)受託事業収入(目)福祉保健費受託事業収入 (定おいて、調定額及び収入未済額が名
「1、1/2/1/2 1/	過大に計上されていた調定額及び収入未済額14万6,844円について、令和6年7月24日に、財務会計で、「15日で加速に、財務会計で、「15日で加速に、対策会計で、15日では、1

	85
ア イ () ウ H	前 它 可
7 7 7 0 0 H	鵬収があるる。 発表人類をよる名子の名子の名子の名をある。 とは計している。 はいことによる。
	-般会計(蒙)諸収入(項)雑入(日)契約違約金において、調定額及び収入未済額が各2万4,632円過 で収入未済額が各2万4,632円過 大に計上されている。
	は大に門上されていた調定額及び収入大学路額2万4,632円について、力大学路額2万4,632円について、一方の16年3月18日に、財務会計シスプムにより更正処理を行った。 「11」)更正処理を行った。 「20」の日本の1月120円を日本の1月120円を日本の1月120円で、1月20円では、1月20円では、1月20円では、1月20円では、1月20円では、1月20円で、1月2

		86			
7 / 1 H		福祉局			
7 / 2 7 / 7 H		できる とうしょう という という という という という という という という という とい	調 関 定 入 入 入 数 及 以 入 発 覧 で で で り で り で り で り り り り り り り り り り		
					- 放送日 (水) 無政人で以)作人 (目) 雑人において、語だ強反び以入 未済額が各 2 1 万 9, 6 9 6 円過大に 計上されている。
	12 一 7 同は、令和6年9月11日からオンテルでは、令和6年9月11日からオンテルでは、今和6年9月11日からオンテルでは、今年11日前で令和6年度福祉局・保護医療局債権管理支務研修を開催した。 東路会計システムによる調定登録等の主法などを周知し、調査額や投資があり、重複登録等が無いように、一分に確認するよう局内に周知するととない、の第0計理部としても決算調整件業を徹底していく、決算調製作業を徹底している。 「2 一 2 2 2 2 2 3 3 3 4 3 4 4 3 4 4	(廣書者施策推進第) 障書者施策推進第は、令和6年8月 26日の部課長会にて、監書結果及び 指摘を踏まえた今後の留意点について 起頭し、正しい会計処理について終内 するとともに、不納欠損協議完了後 は、不約欠損発験と併せて、繰り越去 わた収入未務がに係る調定額更正が適切 に行われているかや企画課計画担当に むいて確認する旨、周知した。	のである。 のである。年活福祉部は、年度間の 権切文を命令の処理が必要との事態 格房上するため、収入計上が出熱問題 に間に合うよう余格を持った納付期限 の設定を徹底することについて、注意 験起するををに計画担当でもチェッ すた、年度間振替及び調定額更正が 必要になった場合の対応が近につい 、本利6年8月30日で、部内担当 者に対して説明会を実施した。	(生活福祉部) 指摘の原因は、令和4年度及び令和 指摘の原因は、令和4年度及び令和 5年度の年度間の振替収支命令及び調 定額更正が必要であったところ、調定	生活倫化部は、週入に町上されて、人た繭を額及び収入未済額1万29,696円について、合和6年5月27日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 職書者施策推進部は、過大に計上されていた鵬定額及び収入未済額20万円について、合和6年7月19日に 財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】

88	87
福祉局 7 イ ウ エ	フ
物品が密敷 漏れとなっ ているもの	P
物品3点(業務用洗濯機ほか2点) が登載漏れとなっている。	物品 5 0 点 (長型机) が過大に登載されている。
整載漏れとなっていた物品3点について、令和6年7月26日に、物品管理システムに容録した。【1ーウ】職者者施策推進部は、令和6年8月26日の部課長会にて、應者結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、財産管理に係る事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2ーエ】	大に整大された物品50点についた、人の有6年8月13日に、物品管理システムから創除した。 なおさ、つの前ののでは、かちものもの時代した。 なおさ、このかちめ品48点について、今有6年8月14日に、物品管理シストムに適正が価格で備品として整線した。 イッカイに適正が価格で備品として整線した。 イッカイに適正が価格で備品として整線したのでは、一方10月5日に、方面に対しる指摘の窓分とともに、一分の表現、ボークル等を第分周知した。 その原理 世界の近のの表に、 東和 200元の会と、 事の周知した。 その表の世間を開発の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関

			89		
ア イ () ウ H			福 化同		
7 7 7 0 9 9			債権が過大 計上となっ ているもの		
					債権4,996万737円(多重債務者生活再生事業貸付金ほか2件)が過大に登載されている。
	周は、令和6年9月11日からオンディンド配信で令和6年度福祉局・保護医療局債権管理実務研修や開催し、同方に周知した。 第15に第10十分。 第15に、周内向けの会計実務研修や決策資料作成設別の機会を活用し、維統的に注意喚起を行う。【2ーエ】	(子供・子育で支援部) 指摘の発生原因は、信権増減異動通知書に誤って記載した。ことである。このため、子供・子育で支援部は、今後、信権増減異動通知書を記載する前に、担当部署に確認し、複数で確認を行った上で記載することにする。	(高齢者施策推進部) 指摘の発生原因は、債権増減異動通知者に関って記載したことである。 知書に誤って記載したことである。 たのため、企画部会計担当と連携の上、債権増減異動通知書の記載方法について令和6年10月18日付通知文により部内へ改めて周知した。また、部計画担当から企画部会計担当への展別は必ず記録を残し、担当内で展分状況は必ず記録を残し、担当内で共分により部績と等の防止を図った。【2ーウ】	(生活福祉部) 住活福祉部) 指摘の発生原因は、債権増減異動通 指摘の発生原因は、債権増減異動通知書に戻って記載したことさめる。 本のため、 生活福祉部は、企画部門理課会計担当や会計管理局への確認や徹底しながら適切に債権管理を行っていくとともに、 面線の事例が起こらないよう、令和6年8月30日に新成力担当者に説明会を実施し、注意喚起した。 【2ーウ】	令和6年10月28日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1ーウ】

	8
	商。
	√ 遍 √ 呼 日 プ
	できた。 では、 できた。 でもの。 できた。
	٠ ١ ١
	2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
② 阪人間足の既立際があって場合は、起業した上で、速やかに取消処理を進める。 (次頁へ続く)	週旬四日計画を選及に務ら指のを選そが出脚盤、公中家門しにど身婚的手で可で見と、作収でしる《東にし合る美戸】計を機「てが一次大文ト、行た金の会た婚利登録のら局権機翻、抵担無にした支の周辺と部成大紀、作年収のお、わ、た発調シ十数収、大成門に大文日、行代金の会た婚利登録のら局権機翻、抵担無知無日でおり録にと表して、作る政のお、より、た発調シ十数以、大潔部は財のにでいい計。の用録したよし等定針を、と知知らいたは、経済知代に、作り取れない。の組織とよりたの、の額調とよす決る、作意事部修しのる決期落す用。(対案で算で対各上整字。平状務点整理に上での会、単しに最大な各上整字。平状務点整理としての会、単には、対象に算で難を験と顧、とは、対象が表し、公理時の数字を製むの名を観察の、利用に、対、関、収み、度に、込み時のでも影響を験と展で発展が、利用に、対、関、収み、度に、込み時のでも影響の影響と見て変越の影響と同様を観しま、利用に、対、関、収み、度に、込み時のでも継続の一部件時の記録を解えて、経過を開発して、経過を開発して、経過を開発して、経過を開発して、経過を開発して、経過を開発して、経過を開発し、記述時のなる機能を制まれて、表記を記述して、発展を記述して、計画を表記を記述して、対理時のなど、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、まれて、表記を記述しませら、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、表記を記述して、まれて、表記を記述して、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれ

91	90
マ	福祉局 7 イ ウ ェ
サース では から	会計処理を 適正に行う べきもの フィウェ 2
を	
中で、	(前頁から) ③ 決算見込みの時期に、財務会計システム上の歳出間連帳票を確認するステム上の成出間連帳票を確認するときもに、歳入関連帳票を打ち出し、入力内容に誤りがないことを、担当内で相互チェックする。(11月以降、決算見込み提出時に実施)

_								
	94		93			92		
	産業労働局 アイウェ	H H	産業労働局		7 7 7 9 9 1	保健医療局		
0	世 マ マ の の で で で で で で で で で で で で で	イ ス 0 ひ 0 日	調の関係を表して 関係権権人の を の の の で の の の の の の の の の の の の の		ア イ ウ 日	演権が計上であるとなっているもの		
	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)産業労働使用料において、調定額及び収入済額が各4,960円過大に計上されている。			(数)使用料及手数料(項)使用料(目)産業労働使用料において、調定額及び収入未済額が各1万1,300円満大に計トされている。			債権11億7,000万円(東京都 国民健康保険財政安定化基金貸付金) が計上編れどなっている。	
	指摘の発生原因は、遺付発生時の処理について認識に誤りがあったためで多摩職業能力開発センター及び同センター人工子校は、正しい事務処理方とがでいて後任への確実な引機さや周知能成により再発的止を図ることとした。【2-エ】 ・「2-エ】・「2)・「銀行を行う時には、遺句が会行う時には、資本的事を確定する意思決定後、直ちに調定額の更正を行うよう、政力がし注意喚起を図った。【2-エ】・「一年」は、場付対象者を確定する意思決定後、直ちに調定額の更正を行うよう。「日本」は、資本の表別に対し、主意喚起を図った。「日本」と言喚を記して、「日本」と言喚をできる。「日本」に対して、「日本」と言いてのいて同時への周知した。	(ペ、中年の日に今ののこととした。 「2-ウ」 雇用放業部は、令和6年9月5日付通知文により、各所に対し会計管理局・通知に基立く確認の徹底について、注意喚起を図った。「2-エ」 局は、令和6年9月2日付通知文により、会報告報事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。	テ、上で東正処理を行った。 「1 ー ウ」 「1 ー ウ」 「1 ー ウ」 指摘の発生原因は、出納整理期間において調定年度の確認とチェック体制が不足していたためである。 なは、無務担当の対合せを開催し、無務担当が合せを開催し、会評管理局通り当からせを開催し、会評管理局通りが不足している。出力を行い事業勢行課長及の収支命令権者の確認を徴度することなる。	多摩職業能力開発センター府中校	一同は、令和6年9月13日付通知文により、部予集所管部署において債権は、今和6年9計上漏れがないことの確認を微底するよう、各部・所への注意喚起を行った。【2-エ】	間での確認が不十分であったことが原因である。 固である。 歯権が発生した場合、意思決定段階 を支出命令で案件の把握が可能なた め、確実に計上されるよう所管部署同 土での確認を徹底することとした。 あわせて、他の業務においても計上 満れ等のないように、令和6年9月 17日付通知文により保健政策部内へ 間知等度トナ	3 保健政策部は、令和6年10月29 日、債権増減異動通知書を会計管理者 へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】 本件は、債権増減異動通知書への計 上が必要なことは理解していたが、調 強回答の作成時に当該案件が計上され ているか、国民健康保険課と計画担当	

97	96	95		
産業労働 5 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ー フ イ	産業労働		
世 ・	H	世		
物品 1点(草刈機)が過大に登載されている。	出資による権利10万3,192F ((公野)東京しごと財団出えん金 (若者正社員チャレンジ事業)ほか: 年)が過大に登載されている。	(夢)使用料及手数料(項)使用料 長)産業労働使用料において、還付 未済額が4,960円過小に計上され ている。		
東林水産部は、過大に登載されていた車刈機1点について、令和6年7月 31日に、物品管理ジステム上から削 深した。 (11-ウ) 深した。 (11-ウ) 本物品は「新事業分野開拓者認定制度(東京都トライアル発注配活制度、(東京都トライアル発注配活制度、) (12年で、東京都政策連携団体についたで、東京都政策連携団体で、) (12年である。 (12年である。 (12年である。 (14年の本年度により、当該指摘事例や、トライアル発注、金額は、今和6年8月27日付通知文語は、今和6年8月27日付通知文語は、今和6年9月2日付通知文語は、今和6年9月2日付通知文語は、今和6年9月2日付通知文語は、今和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や発理事務等の留意点について同内へ周知した。	日 過大に登載されていた出資による権 担10万3。192円について、独立 (方成法人高齢・障害・求職者雇用文機 機構出資額の令和5年度減資分の 512円を令和6年6月27日に、 (公財)東江しごと財団出えん金(者正社員チャレンジ事業)の実績の整 額分10万2,680円を同年8月7 11-ウ 指摘の発生原因は、(公財)東江した。 「1-ウ 指摘の発生原因は、(公財)東江 にと財団から様出された実績報告書の 金額について局の確認不足によるもの の額について局の確認不足によるもの の額について局の確認不足によるもの を額について局の確認不足によるもの を額について局の確認不足によるもの を額について局の確認不足によるもの の類など、合和6年9月5日付 通知文により、出えん金に関する財産 対験をする際、確認を徹底するよう部 がの周知教でのより、同日に、(公 財)京正と財団に対しても、同内 特の周知を2000年9月2日付通知文により によ、合和6年9月2日付通知文により、 には、合称の書類では、 には、合称の書類では、 には、合称の書類では、 には、合称の書類では、 には、合称の書類では、 には、合称の書類では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	中 指摘の発生原因は、還付発生時の処		

	98					
登 記	56000000000000000000000000000000000000					
イ	参 品 が					
土地45.59㎡(放射第2号線 (西五反田)事業用地(残地))が3 載漏れとなっている。	物品 3点(電気自動車 2点(まか 1 点)が整載備れとなっている。					
8月本学年1994年1994年1994年1994年1994年1994年1994年199	整載編れとなっていた電気自動車2点について、城東職業能力開発センーに丁川茂江、令和6年7月25日、参輝職業能力開発センター八王子校は、同月26日にそれぞれめ品管理システムに登録した。【1ーウ】指衡の発生原因は、所内の情報共有不足によるものである。「2・ウ】、赤海担当での情報共有、複数サエックを徹底し、再発防止に努めた。【2・ウ】 雇用熟業部は、令和6年9月5日付通知文により、各所に対し注意喚起を図った。【2・力】					

| 発 | 電話 | ○三(五三二一) | 一一一(代) | 郵163-8001 定 価

| 田 | 電話 | ○||三|(五二七六)|○八一一(代) | 所 | 三 | 鈴 | 印 | 刷 | 株 | 式 | 会 | 社 | 郵便番号

101			100				
<u>√</u>	海海		ア イ ウ (回)	1	禅 段 河		
\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}	上 地 水 が		ア イ ウ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2	物品が過大 登載となっ ているもの		
		土地 0. 01㎡(有明親永海浜公園)が過大に登載されている。				物品 5点(軽四輪貨物自動車ほか4 点)が過大に登載されている。	
に握いた時点での自軟修正空線を飲成し、その第に正副暦出てよる複数 チェックを行い、起案時にチェック表 チェックを行い、起案時にチェック表 した。最登録内容を添付するよう周知 した。 まらに、局は、令和6年8月21日 実施の監査結果説明会において、各 部・所の豁理担当者に対し、当該指摘 事例等について周知した。【2ーエ】	る。 る	臨海開発部は、過大に登載されていた土地の地積について、令和6年7月 た土地の地積について、令和6年7月 26日に、財産情報システムの訂正処 理を行った。【1ーウ】 指摘の発生原因は、財産登録内容変 更時の台帳修正を失念したことであ) 作光のエにファミナの担当者:畑州した。【2-エ】	は、	る。 公園緑地部は、過大に登載されてい 公園緑地部は、過大に登載されてい た物品5点について、令和6年7月 26日に修正処理を行った。 【1-4】 (1-4】 第は、令和6年9月18日付通知文 記は、令和6年9月18日付通知文 により、指定管理者から使用不適品報告の 生業必需日まわを履行・基定管理表の	本件は、関係部署間の情報共有が徹 底されていなかったことが原因であ	